

札幌地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 処分取消及び損害賠償請求事件

国側当事者・国(藤沢税務署長)

令和6年7月31日却下・棄却・控訴

判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	藤沢税務署長
	白田 徳秀
同指定代理人	三好 一生

主 文

- 1 本件訴えのうち、処分行政庁が原告に対して令和4年9月1日付けでした債権差押処分の取消しを求める訴えを却下する。
- 2 その余の訴えに係る原告の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告に対して令和4年9月1日付けでした債権差押処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、
  - (1) 1221万3678円、
  - (2) 上記(1)のうち1219万円に対する令和4年9月1日から支払済みまで年0.001パーセントの割合による金員
  - (3) 上記(1)のうち1219万円及び上記(2)の合計額に対する令和4年9月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、処分行政庁から滞納処分としての債権差押処分を受けた原告が、当該処分は違法であり、これにより損害を被ったと主張して、当該処分の取消しを求めるとともに、国家賠償として損害賠償等を求める事案である。

- 1 前提となる事実(当事者間に争いがない事実は証拠を掲記しない。)
  - (1) 原告は、亡A(以下「亡A」という。)の子である。  
亡Aは、令和3年5月●日死亡した。
  - (2) 原告は、令和4年3月11日、処分行政庁に対し、亡Aの相続に係る相続税申告書を提出した。  
上記申告書には、原告が納付すべき相続税(以下「本件相続税」という。)の額として、

1178万4300円と記載されていた（乙1）。

- (3) 原告は、亡Aについての相続が開始した日の翌日から10か月を経過しても、本件相続税を納付しなかった。

処分行政庁は、令和4年4月26日、原告に対し、督促状を送付して、本件相続税の納付を督促した。

原告は、処分行政庁に納税義務の停止確認告知書と題する書面及び納税義務停止の事情説明書と題する書面を送付し、同年6月17日、これが到着した。

処分行政庁は、同年8月19日、原告に対し、差押予告通知書を送付した。

- (4) 処分行政庁は、令和4年9月1日、本件相続税に係る滞納処分として、原告が株式会社B銀行に対して有する預金の払戻請求権及び利息支払請求権を差し押さえ（以下「本件差押処分」という。）、同月5日、債権差押通知書が株式会社B銀行に送達された（乙7の1・2）。

- (5) 原告は、令和4年10月31日、処分行政庁に対し、本件差押処分について、再調査の請求をした。

処分行政庁は、令和5年1月10日付けで、上記再調査の請求を棄却した。

- (6) 藤沢税務署職員は、令和5年1月24日、本件差押処分により差し押さえた預金債権のうち1219万円を取り立てた。

処分行政庁は、同月27日、上記取り立てた金員の全額を処分行政庁に配当する旨の配当計算書を作成し、原告に対して配当計算書謄本を送付した。

なお、同月30日、原告に対し、延滞税35万7500円を免除した。（甲8、10、乙9の1・2）

- (7) 処分行政庁は、令和5年1月24日、上記取立て後の残額部分について、差押えを解除した（甲9、乙10）。

- (8) 原告は、令和5年2月6日、国税不服審判所に対し、本件差押処分について、審査請求をした。

国税不服審判所は、同年4月14日、上記審査請求を却下した。

原告は、同年10月17日、本件訴えを提起した（裁判所に顕著）。

## 2 争点及び当事者の主張

- (1) 本件差押処分取消しの訴えの適法性

〔被告の主張〕

本件差押処分のうち、取立てをした部分については既に取立て手続が完了したことにより、差押処分の法的効果は消滅しており、その余の部分については既に差押が解除されてその法的効果が消滅している。

したがって、本件差押処分は既に法的効果を有しないものであるから、その取消しを求め訴えは、訴えの利益を欠くものとして不適法である。

〔原告の主張〕

争う。

詳細は別紙訴状（写し）の第2「請求の原因」9（2）及び原告準備書面（1）（写し）の第1に各記載のとおり。

- (2) 本件差押処分の違法性とこれにより生じた損害の額

〔被告の主張〕

本件差押処分の経過は前記「前提となる事実」のとおりであり、違法なところはない。

[原告の主張]

否認ないし争う。

本件差押処分は違法であり、これにより原告は損害を被った。

詳細は別紙訴状（写し）の第2「請求の原因」4ないし10及び原告準備書面（1）（写し）の第2に各記載のとおり。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点（1）（本件差押処分取消しの訴えの適法性）について

本件差押処分は国税徴収法に基づく滞納処分としての債権差押処分であるところ、債権差押処分の効力は、滞納者に対して差押財産の取立てその他の処分を禁じ、第三債務者に対してその履行を禁じるとともに（国税徴収法62条2項）、徴収職員に差押財産の取立てを可能とする（同法67条1項）ものであり、それ以上の法的効果を生じさせるものではない。

したがって、ある債権差押処分について、上記の効力が失われた場合には、その債権差押処分を取り消す実益はもはや存在しないのであるから、その取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くものとして不適法となる。

これを本件についてみるに、前記「前提となる事実」のとおり、本件差押処分のうち、預金債権のうち1219万円を差し押さえた部分については既に徴収職員による取立てが完了しており、その余の部分については既に差押えが解除されている。

したがって、本件差押処分は、差押財産の一部についての取立て完了とその残部についての差押解除により、既に差押処分の全部について効力が失われているのであるから、その取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くものであって、不適法といわざるを得ない。

原告は、これと異なる主張をするが、独自の見解であって採用することができない。

#### 2 争点（2）（本件差押処分の違法性とこれにより生じた損害の額）について

本件差押処分の経過は、前記「前提となる事実」記載のとおりである。

上記経過のとおり、処分行政庁は、原告が、納付すべき本件相続税を法定納期限までに納付しなかったことから、原告に対して督促状を送付して納付を督促し（国税通則法37条1項）、さらに10日を過ぎても原告が本件相続税を納付しなかったことから、原告の預金債権に対して、本件差押処分をしたものであって（国税徴収法47条1項1号）、本件差押処分に至る経過及び本件差押処分に違法は何ら認められない。

原告は、本件差押処分の違法を縷々主張するが、独自の見解を述べるものか、主張自体から当を得ないことが明らかなものであって、いずれも採用することができない。

したがって、原告の本件国家賠償請求は、理由がない。

#### 3 よって、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官 守山 修生

裁判官 渡貫 昭太

裁判官 石川 紘紹

訴 状

令和5年10月16日

札幌地方裁判所 御中

原 告 X  
被 告 国  
同代表者法務大臣 小泉 龍司

事件名 処分取消および国家賠償請求事件  
訴訟物の価格 金1,221万3,678円  
貼用印紙額 金5万9,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告に所属する藤沢税務署長が、原告に対し、令和4年9月1日付けで行った「藤沢徴記第●●号 債権の差押処分」を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、1,221万3,778円、及び、この内の1,219万円と同1,219万円に係る利息について令和4年9月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 申立て費用は被告の負担とする。

との裁判および2項につき仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

#### (1) 原告

訴外亡A（以下、「A」という）は、その死体検案書によれば、令和3年5月●日に心不全により死亡し、同「A」の死亡により「A」の財産につき相続が開始された。原告は同「A」の二男であり「A」の財産にかかる法定相続人の内の一人である。

原告は、同相続の開始を基礎とする相続税に係り、本件「藤沢徴記第●●号債権の差押処分」を受けた者である。

#### (2) 被告

ア 原処分庁 「藤沢税務署長 渡邊精一 財務事務官」

被告に所属する原処分庁は、「A」が居住していた地（藤沢市●●）を管轄する国税庁の地方機関、藤沢税務署の長として、国税の賦課、処分、徴収という国の公権力の行使に当たる国家公務員である。

また、原告に対する滞納処分および徴収、そのための調査についての主務者として担当した者は、C 特別国税徴収官である。

イ 「納税義務停止の事情説明書」に記載される各国家公務員

原告が原処分庁に提出した令和4年6月14日付け「納税義務停止の事情説明書」（甲1証の2）に記載された、原告が原処分庁に対して、その不当ないし違法行為について告知した対象の裁判官、裁判所職員、検察官、刑務官、警察官、労働基準監督官、大学教員らは、いずれも被告に所属する、国の公権力行使に当たる国家公務員である。

### 2 本件の概要

本件は、税務について国税の賦課、徴収および、このための滞納処分をおこなう為の独立の裁量権を持つ「原処分庁 藤沢税務署長」が、

- ・ 原告の財産を差し押さえるに、
- ・ その前提とすべき、被告に所属する国家公務員の原告に対する行為についての原告の主張・告知に対する判断について、これに、原処分庁の裁量の範囲を超え司法の判断を必要とするはずの部分を含むに関わらず
- ・ 上級庁ないしは裁判所へ諮る等の、適正な手続きを怠り或いは、
- ・ 原処分庁の裁量の範囲を逸脱し、税務に関するのみに制限された自らの裁量権のみで判断を行い
- ・ 若しくは原告の訴えを無視・黙殺し、

同差押処分を敢行した、その越権行為ないしは無権・無資格行為の違法および適正な法的手続きに対する違法を理由に、原処分の取消を求めると共に、国家賠償法第1条1項に基づき国家公務員の違法行為について賠償義務を負う被告（国）に対し賠償を求めるものである。

### 3 本件請求に至る経緯

#### (1) 本件差押処分の原因となる相続の開始

訴外「A」は、その死体検案書によれば、令和3年5月●日に心不全により死亡し、同「A」の死亡により「A」の財産についての相続が開始された。

#### (2) 相続税申告書の提出

前項の相続開始に伴い、相続税法に基づき原告は、「A」が居住していた地（藤沢市●●）を管轄する原処分庁に、令和4年3月11日付で相続税申告書を提出した。

### （3）相続税の不納付

原告は前項の相続税申告書に係る相続税につき、「相続における、相続人の他方による不法行為に関する告発・告知」、「正確な税額の必要性」、「税務署の実務に対する指摘」、「納税義務停止の主張」のために（甲1証の2）、税務署による調査を誘起する目的も併せ、敢えて不納付とした。

- ・ 税務署による調査の申請手段について、これが用意されていないこと
- ・ 納付をしてしまった場合には、上記原告の目的に沿った調査はされ得ない虞が多分に発生すること

による。

このことについては原告が、令和4年3月3日に相続税の申告について札幌西税務署へ赴き相談をした際に、併せて確認をし、対応した同署資源課税第●部門D氏より、この旨の教示を受けた。

### （4）督促

原処分庁は原告に対し、令和4年4月26日に督促状を送付し、同督促状は同年5月2日に原告に到達した。

### （5）原告による原処分庁への電話連絡・確認

前項の原処分庁からの督促を受け、原告は前々項のことにつき、原処分庁に確認を行った。

- ・ 令和4年5月2日 徴収部門署員 E氏  
資産課税部門署員 F氏
- ・ 令和4年5月6日、同年5月16日、同年5月23日  
徴収部門署員 G氏

上記の原処分庁署員らとの協議の結果、前々項の原告の主張については、原告が書面で原処分庁に提出することとなった。

### （6）納税義務の停止確認告知書の提出

前項の協議の結果に基づき、原告は告知年月日令和4年6月15日付け「納税義務の停止確認告知書」（甲1証の1）および令和4年6月14日付け「納税義務停止の事情説明書」（甲1証の2）を原処分庁に送付した。

前2書面は、同年6月17日に原処分庁により收受された。

原告が併せて送付した控えと受領書について、控えに收受印は押されていたものの、受領書については正式な様式ではないとして、受領者・担当者の指名などは記されず、未記入のまま返送された。

### （7）差押え予告と出頭要請

原処分庁 C 特別国税徴収官により令和4年8月19日付け「差押予告通知書」（甲2証）が原告に送付され、同書面は同年8月22日に原告に到達した。

同書面には、納付できない場合には同税務署に出頭するよう記され、その指定日は同年8月25日午後1時頃に設定されていた。

原告は当該の指定日に出頭が困難であったため、C特別国税徴収官に電話連絡を行い、（3）項の原告の主張につき申述し、令和4年6月14日付け「納税義務停止の事情説明書」

(甲1証の2)の内容および原告の主張に対する、税務署による調査ないし裁判による法の判断を仰ぐべくの手続きについて確認した。

結果、差押処分後に再調査請求を経ての審査請求もしくは審査請求を行い、いずれも認められなかったときに、後の裁判手続きとなる旨の教示を受けた。

(8) 差押処分

原処分庁は原告の財産を差押さえ、これに係る令和4年9月1日付け「差押調書謄本」(甲3証)を原告に送付し、同謄本は同年9月5日に原告に到達した。

(9) 再調査請求

前項の令和4年9月1日付の債権差押処分(藤沢徴記第●●号)に対して原告は、令和4年10月31日付けで再調査請求を行った(甲4証の1、同の2)。

原処分庁は同再調査請求に対し、令和5年1月10日に、請求を棄却する決定をし、同「再調査決定書(藤徴特第●●号)」(甲5証)は同年1月13日に原告に到達した。

(10) 審査請求

前項の再調査請求棄却決定に対して原告は、令和5年2月6日付け「審査請求書」を東京国税不服審判所に提出した(甲6証の1、同の2)。同年2月9日に東京国税不服審判所は同「審査請求書」を収受した。

東京国税不服審判所は、令和5年4月14日に、同審査請求を却下する旨を裁決し、同「裁決書(東裁(諸)令4第114号)」(甲7証)は同年4月20日に原告に到達した。

以上の経緯を以て、本件申立に及ぶ。

4 原処分(債権差押処分:藤沢徴記第●●号)の根拠となる「原告への国税の賦課」における違法性

(1) 国家公務員による原告に対する違法・陵虐行為

原告は、「納税義務停止の事情説明書」に記載される通りの国家公務員(以下、「被告・非行公務員」という)の非行行為により、その人生の一部を奪われ抑圧され、精神的肉体的に損傷ならびに健康被害を受け、知的財産を含む財産権を侵害され或いは、危険に晒され続けてきたものである。「被告・非行公務員」が如何に憲法遵守ないし遵法意識に欠け、以て、原告への凌辱および権利の侵害、人生の抑圧を繰り返してきたかの概要の一部については、原告が原処分庁(以下、「被告・原処分庁」といい、「被告・非行公務員」と区別する)に提出した、告知年月日令和4年6月15日付け「納税義務の停止確認告知書」に添付した令和4年6月14日付け別紙「納税義務停止の事情説明書」(以下、単に「事情説明書」という)の第二節(同書面17頁以下;甲1証の2)を引用する。

ア 被告に存する賠償義務および同義務の不履行

上記「被告・非行公務員」の原告に対する行為について、被告は国家賠償法第1条1項により賠償義務を負う。

賠償義務の定義について「事情説明書」第二節の小節1の第1の3項(同書面18頁以下;甲1証の2)を引用する。

- ・ 賠償義務とは、請求があつて請求が認められた時には支払うという、応答義務のことを言うのではない。
- ・ 加害者が自発的に履行をすべきものである

極論を言えば、賠償義務に消滅時効は存在しない。時効により不法行為事実がなかった

ことにはならないからである。単に被害者の請求権が消滅し、請求が出来なくなるに過ぎない。

請求権が消滅した後においても不法行為者が償っても構わないし、誠実義務から考えれば本来は、そうあるべきと考える。また、請求権消滅時効を過ぎたからと言って、

- ・ 自分の不法行為事実が消滅し、なかったことと考えたり、
- ・ 再犯を繰り返す
- ・ 或いは、被害者に対して不遜な態度をとる
- ・ 自らの賠償義務は雲散霧消させ履行せずに一方で自己利益誘導を目的とし、被害者には自らへの利益に供する義務を課す

等のことは、仮令、請求権消滅後であろうとも、被害者陵虐が成立する蓋然性が高く、この被害者陵虐に対する損害賠償として乃至は付带的に、実質的に請求権が復活し得ることも念頭に置くべきと考える。

#### イ 被告の賠償義務の不履行

特に「事情説明書」中、平成●●年（〇〇）第●●号事件を始点とする以降の「被告・非行公務員」らの内の裁判官の行為については、当該事件判決の内容も含め、既に原告には再審の手段も奪われており、また、同じく原告の平成●●年（〇〇）第●●号事件判決に対する再審の手段も奪われていること、同事件による収監中における「被告・非行公務員」らの内の刑務官による行為事実についても原告は立証手段を奪われており且つ、原告が収監された函館少年刑務所によれば、平成●●年（〇〇）第●●号事件につき再審無罪が確定することが前提であり、同再審無罪が確定して初めて開示できる「可能性」が生まれる、とする。即ち原告は、既に独力で国家賠償請求事件を提起することが困難な状況に、相手方当事者である被告によって、追い込まれた状況である。

このような状況下で、請求の消滅時効たる3年を経過したとしても、決して原告の責による「徒過」ではなく、国の不作為という作為により「経過」を余儀なくされたものである。

ウ 前々項に述べた請求の有無、消滅の成否に関わらず、賠償に係る行為事実および義務は消滅しないことと併せ、かような経過事実を踏まえても、国の原告に対する賠償義務の不履行が成立するものである。

本項につき、令和4年10月31日付「再調査の請求書 別紙」（以下、「再調査の請求書別紙」という；甲4証の2）の第一節及び、「事情説明書」の第二節（同書面17頁以下；甲1証の2）を援用する。

#### （2）原処分 of 違法性

ア 第一者たる被告・非行公務員が、その職務として、原告に対して為した行為の責任義務につき、これを精算解消するべき賠償義務を未だ履行していない現在において、自らの義務を履行しないまま自身の利益に繋がる義務を第三者たる原告に課すことは、被害者凌虐の違法を成立させ得るものであり、

- ・ フリーハンズ of 原則  
自らの義務を履行しない限りにおいて、被告は原告に対して一切の義務を課し請求をすることはできない。
- ・ 同時履行 of 抗弁権

国の原告に対する加害行為ないし、これを解消し得る義務を履行していない現在において、これに対抗する手段として原告は、自らの義務を履行しない権利を保持する。を適用し得るものであると考える。

また係る違法状態にある被告により原告に課される義務について、原告が従容として従い履行することで第一者の利益に自ら与することは

- ・ 利益相反の違法
- ・ 反社会勢力への利益供与

として、原告自身が社会正義・規範に背くことになり、原告は到底、これを為すことが出来ない。

本項についての詳細は「事情説明書」の第二節（同書面17頁以下）および「再調査請求書別紙」第一節の第3項（同書面5頁以下）を引用する。

イ 法は「憲法」を最高規範（階層構造においては最「低次階層」とし、憲法の規定を、より具体化・具現化すべく劣位・下位（階層構造においては「高次階層」）の法律群に連なるという「階層構造」を取る。

即ち、ある法が有効たるには、当該の法より優位・上位（階層構造においては低次）の法が有効たる要件が充足しなければ発効しない。

法の階層構造を基盤として、これを本件に適用するに、被告・原処分庁は原処分の根拠として国税通則法および国税徴収法を根拠とするが、国税通則法・国税徴収法は各々が他の法規範と独立の法たりえず、これより上位（階層構造においては「低次」）の法律群における規定が全て充足し遵守されていることを要件として初めて有効となり発効し得るものである。これら上位（階層構造においては「低次」）の法には、民法・刑法・国家公務員法・国家公務員倫理法などが当然に含まれると解する。

即ち、本件と直接関係する事柄については、上位の法が充足し遵守されていることが、国税通則法および国税徴収法が発効する要件となるはずである。

ウ 「事情説明書」に記載される「被告・非行公務員」の行為は、原告の生命・財産・健康・尊厳を保障する憲法および、国家公務員の国家公務員たるを規定する国家公務員法、国家公務員倫理法ほか（低次階層）に違背するものであって、これを解消する手段について一切の履行がない現在の状態は、国家公務員は事実を保証し係る事実の上に立脚して一切の違法行為は行わないことを前提として初めて発効するところの、国税通則法・国税徴収法（高次階層）の発効要件を備えていない。現在の被告と原告との関係において、国税通則法・国税徴収法は無効である。

よって、被告が国税を原告に賦課することの正当性を基礎に置いての、同二法のみを根拠に被告・原処分庁が原告に課した本件処分は、正当な法的根拠がなく、不当な処分であり無効である。

### (3) 被告・原処分庁による配当および配当処分に対する審査請求

ア 被告・原処分庁は、本状第2の3の(9)項および(10)項(5頁)に示した通り、令和5年1月10日付での再調査請求棄却の決定をし、原告は同年2月6日付けで審査請求を行ったところ、しかし被告・原処分庁は、審査請求期限までの間の処分留保についての運営指針(国税徴収法基本通達第90条関係11)もある中で、同決定が原告に到達された同年1月13日の翌日より1か月間の再調査請求の棄却決定に対する審査請求期間の

経過を待たずに

- ・ 令和5年1月27日付け「配当計算書謄本」(甲8証)
- ・ 令和5年1月24日付け「差押解除通知書」(甲9証)
- ・ 令和5年1月30日付け「延滞税免除通知書」(甲10証)

を原告に送付し、配当・交付の手続きを断行した。

イ この被告・原処分庁の配当処分に対し、原告は「令和5年1月31日付け審査請求書」を東京国税不服審判所に提出した。

よって、本項で指摘する原処分(藤沢徴記第●●号 債権の差押処分)の根拠となる、原告への国税の賦課における違法性ないしは被告・非行公務員の行為の評価・判断については、現在「令和5年2月2日收受『令和5年1月31日付け審査請求書』に係る事件」として、東京国税不服審判所にて審査中である(甲11証)。

- 5 被告・原処分庁の原処分たる差押えに至るまでの調査・法的手続きの不備ないし違背本項につき「再調査の請求書別紙」の第二節ないし第三節(甲4証の2;7頁以下)を援用する。

(1) 被告・非行公務員の行為の違法性に対する判断

親項前項の(2)で指摘したところの、国税通則法および国税徴収法の有効性の問題を踏まえて、尚、被告・原処分庁が国税通則法および国税徴収法を根拠として原処分を行ったということは、係る「事情」は同二法に対して前提要件となる優位・上位の法(低次階層)の不充足に当たらない即ち、被告・非行公務員の行為は、これらの法に違反しない、違法行為ではないと、被告・原処分庁が、断じたことを示している。

ア しかし、この被告・原処分庁の判断は、適正な調査の懈怠の下に、判断権・資格なく、被告・原処分庁により独断されたものである。

(ア) 被告・原処分庁には調査権が存する

- ・ 国税通則法第74条の3  
国税庁等の当該職員の「その他の物件」についての調査権  
相続税そのものに関する以外についての調査の権能
- ・ 国税通則法第74条の12  
官公庁に対しての協力要請権、調査の権能

(イ) しかし、調査が為されたのであれば、調査結果については通知義務があるところ、この通知はなく且つ再調査請求も棄却したこと、同棄却決定の理由に記載の内容からも、被告・原処分庁は「事情説明書」にある事情および原告の主張に対して何ら調査をせず、独自に独断で、これが公務員の違法行為でないと判断し、100%確定させたことが示される。

(ウ) 憲法第13条、第31条は適正な法的手続きを保障するところ、国税徴収法は単に納期限後の督促および督促後の10日以内の完納がない場合の滞納処分を規定するが、法の階層構造より、国税徴収法の規定は、これより優位・上位(低次階層)の要件が充足しなければ発効せず、適用することは出来ないことは既に述べた通りである。即ち国税徴収法の規定は、国家公務員に違法・瑕疵の疑いが一切ない場合に、同法による規定を実行できることを意味しているに過ぎない。

被告・原処分庁は国税徴収法に基づき原処分を行うが、国税徴収法を有効とせしめるた

めの前提となる調査を行わず懈怠した、法に対する違背がある。

イ 前項の被告・原処分庁の独断による被告・非行公務員の行為に対する違法性についての判断は、被告・原処分庁の無資格での行為に該当する可能性が非常に高い。

前項に示した通り被告・原処分庁は、「事情説明書」に記載のある事情および国家公務員の行為が、国税徴収法の発効を妨げるべき事情に当たらない乃至は国家公務員の行為に違法性がないと、その調査も行わずに独自に判断し、その根拠を原告に明示することなく確定させ、処分を断行した。

(ア) 被告・原処分庁は確かに、税務に関しては広範な裁量権を持ち、独自の判断で国税の賦課、処分、徴収など、国の公権力の行使ができる強大な権能を持つが、一方で、そもそも被告・原処分庁は法曹機関ではなく、違法が疑われる行為につき被告・原処分庁に、その違法性の判断を行い確定し得る権能はないと思料する。

しかも判断のための調査も行わなかった事実は、客観的事実に基づかず客観的事実を確認することもなく、被告・原処分庁の主観・独善・自己都合・自己利益誘導・専横の危険を多分に含む独裁・独断により、係る行為事実についての司法判断を行ったことを示す。憲法以下の各法律が税務署長に、それだけの強大な裁判官をも超える権能を付し保障しているとは、到底に思えない。

(イ) 税務署長の裁量権は、税務より優位・上位（低次階層）の法で判断させるべき事柄の違法性を判断するに及ばず、これら違法性がないことが確定された上での税務に関する、ごく限られた非常に狭い範囲の中での裁量権に過ぎないことは、言うに及ばないことである。

被告・原処分庁による原処分の断行は、本来において税務署長が保持し且つ遵守しなければならない裁量権の範囲を逸脱した越権行為によるものであり、無資格者による資格行為という違法も疑われるものである。

ウ 本件について、国税通則法・国税徴収法に「国家公務員の違法を疑われる相当の事実事情がある場合は、納税の義務を免除あるいは停止できる」との明文規定はないが、〇フリーハンズの原則、〇同時履行の抗弁権、ほかの法理原則・法の階層構造によれば、これらが成立し得る可能性を持つものに対し、非常に狭い範囲に限定された実務レベルの下位劣位（高次階層）の法および、その範囲の裁量権のみに基づいて為された原処分ならびに、被告・原処分庁の判断には違法性が疑われるものである。

原処分について、事前の「事情説明書」が提出されたにも拘らず実際に処分が断行された事実の前に、その基となる被告・原処分庁の判断に係る違法行為があるとも思われぬし、あってはならず、絶対的に禁止されるべきことである。

原告は原処分について、これが正当であることの理由の開示は受けておらず、これすらも適正な法的手続に欠けるとも思料されるところ、

- ・ 「事情説明書」に記載される事情について何ら調査もされずに
- ・ 係る事情につき法的判断する権能もなく裁判所の判断を仰ぐこともせず、これに基づかずに

処分の決定が為されたことは、法的手続の不備に当たると主張する。

被告・原処分庁にあつては、原処分決定に何ら違法性がなく、各法条・法理・原則に違背せず、法的判断能力を有する資格がなく調査を経ずして行うことの、これを正当とする

根拠についての明示を原告は求めるものであり、被害者凌辱の違法ないしは公務員職権濫用が成立すると思料すればこそ、本状本項を以て被告に対して求釈明を行う。

(2) 裁判所による判断の必要性

前項でも触れたことではあるが、「事情説明書」に記載の事実事情について含まれる違法性についての法的判断は、被告・原処分庁の権能の範囲を逸脱し凌駕するものであると原告は認識する。

ア 事実事情の違法性についての裁判所の判断の必要性

原処分庁の持つ裁量権を超えるものについては適正な法的手続により、これは裁判所の判断を仰がなければならないものである。

(ア) 裁判所の判断を仰ぐこともせず、法の階層構造を無視して自らが預かる範囲の限定された法および自らの狭量な裁量権にのみ拠り処分の独断専行を行い、不服があれば被処分者に裁判を提起させることは、真なる法的手続とは言えず、寧ろ、主客を転倒させるものである。

「事情説明書」に記載される被告・非行公務員の行為が、仮令、事実であったとしても、法曹資格に依らずとも誰が見ても「違法行為を形成しない」との根拠あるいは経験則がない限り、原処分庁は裁判所の判断を仰ぎ、その上で、これが「違法行為を形成しない」との裁判所の判断を以て、国税通則法・国税徴収法により処分を課さねばならないものである。

これを行わなかった原処分庁は、独自・独断により、当該の事情が「違法行為を形成しない」と結論したのであって、その根拠に公明正大な根拠がない限り、原処分庁には、被害者凌辱の虞も併せての未必の故意も含め、犯罪者性向が強いとの疑いを払拭できない。

(イ) 本件被告・非行公務員の行為についての判断をする権限が原処分庁の判断権を超えるものであることは明らかであろうと思料されるところ、法の階層性の論の反復になるが、原処分庁は自らの裁量権を行使し国税通則法・国税徴収法を適用し発動する前に、裁判所の判断を仰ぐ手続きを為すべきであったと考える。

(ウ) あるいは原処分庁は、この点につき、「まず裁判所の判断を得るべきは原告であり、原告が裁判所の判断を以て申告・主張を為すべきであり、その証明・疎明がない限り、被告・原処分庁は国税通則法・国税徴収法に則り機械的に行うもの」との弁明を試みるとすれば、これは失当であり、上述のごとく、その犯罪者性向は非常に強いものと言わざるを得ない。

犯罪被害者は、先ず、自分が被害を受ける理由がないことの裁判所の判決・保証を得なければならないものではない。行為者側が、それを正当とするならば、これを先ず得るべきであり、犯罪者は大抵において当該行為をせず強制的に行う。事後に被害者側が訴えざるを得ないのは仕方がないこととしても、本来、これは法治主義の理念に反する。

- ・ 作為側、強制力など、より強大な権利あるいは能力を持つ側が、これに呼応する強大な義務を負う（権利義務関係の公平・公正性）
- ・ 税務署は、原告に対する加害者側当事者である国の一機関であり国と一体となるものである。
- ・ 国・国家公務員の履行すべき義務も原告の義務も同じ最高規範たる憲法上の義務

である。

- ・ 法理・原則は憲法の根底・前提を為すべきであり、最高規範たる憲法の更に上位・優位（低次階層）にある原初法（Primary Law）である。

これらのことから、原告の主張には理があり、先ず裁判所の判断を仰ぐべきは原処分庁であり、自己都合・自己利益を優先し、ごく限られた自分の周囲の理により、強権的に処分を課し、後は被処分者側に転嫁する様は、犯罪者と全く変わらない、公正さを無視した様に感じられる。公正な法的手続の保証の下に職務を履行すべき国家機関・国家公務員のすべきこととは到底に考えられない。

特に国家公務員たる被告・非行公務員の違法行為を対象とする本件において、その加害者側当事者に与する原処分庁にあっては、先ず、事前に裁判所の判断を仰ぐ義務があると思料する。

#### イ 差押えにかかる裁判所の判断の必要性

フリーハンズの原則・同時履行の抗弁権等を以てする納税の義務についての原告の主張につき、当該の可能性が少なくとも存在する限りにおいて、被告・原処分庁は裁判所の判断を先ず仰ぐべきであったことは前項に示した。

一方で、当該の手續において時間を要することが予想されたとしても、現在においては

- ・ 原告の主張が正当である
- ・ 原告の主張が不当である

との二つの状態が、可能性的に未確定の状態と同時に併存している状態である（量子力学「不確定性原理」あるいは「シュタインベルガーの猫」）。

物理学においては、この状態について「確率的に」との表現を用いるが、本件は法・論理に基づく問題であるため、敢えて「確率」という語は避け、「可能性」との語句を用いた。

(ア) 原告の主張が不当である可能性を否定できない状態において、被告・原処分庁としては、この判断がなされるまでの相当期間内に、原告により原告の財産の移動（贈与など）・消費消滅など、もし原告の主張が不当であった時に徴収不可能となることを忌避し、これを防ぐ何らかの手段すなわち差押えを講じなければならないと考えることも当然であるとは斟酌し得る。

(イ) しかし前項の考えに基づき、差押えという結果としての処分行為そのものは当然であり正当化でき、仮令、それを目的とした原処分であったとしても、被告・原処分庁は国税徴収法第47条第1項第1号を法的根拠として係る処分を行う。これは失当であり法に違反する。

(ウ) 原告の主張が不当であることが100%確定した状態において国税通則法・国税徴収法は発効・適用が可能となるのであり、原告の主張が正当であることの可能性が残る状態において同二法は無効であることは。既に論じた通りである。

(エ) とすれば被告・原処分庁は、差押の根拠として国税徴収法は適用できず、前々々項に述べた目的を実現するためには、本件における原告の財産についての原処分と同等の効果のある差押えは、被告・原処分庁は法的手続を行い、裁判所の「仮保全命令」に基づき行われなければならない。

フリーハンズの原則・同時履行の抗弁権等を以てする納税義務についての原告の主張

につき、正当として成立する可能性が全くないと被告・原処分庁は断定した訳であるが、これについての根拠については被告の主張を待つことになるが、これに正当たる根拠がなかった場合、原処分差し押さえについては適正な法的手続を経ないものである可能性が多分に存在する。

上述した通り、適正な法的手続き・上級庁への諮問・裁判所の判断を欠いた原処分を為すことには法的手続きの不備・違背の虞が多分にあり乃至は法的根拠がなく、違法に行われた処分である蓋然性が高く、取消しとなるべきことを原告は主張する。

あえて平易な言葉で表現し、原告は主張する。

法判断を行う権能も持たぬ被告・原処分庁が、上級庁に諮ることもせず裁判所の判断をも仰がず、仮保全命令を受けることもなく、独断でもって自らの権能のみで原処分を敢行したということは、要するに被告・原処分庁は、被告・非行公務員の違法をについての原告の訴えを「握りつぶした」わけである。

## 6 原処分にある国税通則法・国税徴収法に対する違反

被告・原処分庁が原告に対して為した原処分について、これを国税通則法・国税徴収法に則り為されたものとしても、原処分の内容は同二法に照らして違反すると考えられる。

### (1) 差押処分、督促：国税通則法第40条

国税徴収法第47条第1項に対し、その要件となる国税通則法第37条による「督促」につき、親項前項までの論より、そもそもにおいて被告・原処分庁は「督促」を行うことが出来ないものとする。国税通則法および国税徴収法は、他の法律より絶対的優位に位置する法律ではなく、当然に他の法律により制約・抑制される（法の階層性）。

国税通則法第40条において「その他の法律の規定により滞納処分を行なう」との文言は、滞納処分の実施を前提とするもののみではなく、滞納処分の可否についても、その他の法律の規定に制約を受けることを意味するものと解する。

被告・原処分庁による再調査請求決定の理由における論は法の階層性および整合性を全く無視し、自己都合誘導および自己に有利な法文のみを以て、その法文の有効性の成否を論ずることなく、自己の正当化を図る論である。

恰も緊急車両につき、緊急時には赤信号でも交差点に侵入可能な旨の規定のみを以て、緊急時たる緊急性の成否を無視して、緊急時でもないのに赤信号で交差点に侵入したことを正当化しようとするに似る。

### (2) 原告が相続税の申告を行ったことの意義

原告の納税義務について被告・原処分庁は、再調査請求決定書（甲5証）の理由中において、相続税申告書を提出した原告に提出したことの責があるとするような論を展開するが、では原告が期限内に申告を行わなかった時には、被告・原処分庁は如何なる対応を行うか、そのまま原告の主張を認めるのであろうか。この論によれば、原告が無申告であっても相続発生の事実の隠蔽としての処置はないとの結論しか導出されないことになる。

被告・原処分庁の、自らの法の階層性・整合性・成否に係る論および論を為す責任は回避して、恰も揚げ足取りのように相手に転嫁し、相手方に責を押し付けるような論法は、自分への責任を回避して相手の責任に依存する性向を示すものと考えられる。

かつて、原告より一世代ほど若い人間に、「自分って～じゃないですか」という表現が一般的であった時代がある。これも同じく、自分から自分について主張・断定することで

自分に課される責任を恐れ、相手に同意をさせることで相手に責任を転嫁し自分の責任を回避する、意識的あるいは無意識的な性向（無責任性）と思われる。原告は、これを一種の「幼児性（アダルト・チルドレン）」の症徴と診た。被告・原処分庁の論は、これを彷彿とさせる。

(3) 相続財産からの差押え：国税徴収法第51条、同法第60条1項

再調査決定書の理由中において被告・原処分庁は、「相続人の固有財産よりも未分割の相続財産を差し押さえるように努めるといった法令はない」と強弁する。

しかし同旨の法令は、即ち、国税通則法および国税徴収法の規定から導出される。

ア 「法定相続人」の第三者性、即ち、法的には「推定相続人」「法定相続人」「相続人」とは厳密に区別され、それぞれ法律上の性格あるいは人格とも言うべきは異なる。

「相続人」の定義は何か。

(ア) 遺産が分割済であり、被相続人の財産（相続財産）が相続人固有の財産となった後の「相続人」であれば、相続人固有の財産のうちの由来（相続による財産か否か）に依らず相続人固有の財産を差し押さえることが出来ることは、被告・原処分庁が主張する通りであり、国税通則法に則ることである。相続人にとっては、由来が何れであろうが、相続人が自由に消費できる財産であって即ち相続人固有の財産であるからである。

(イ) これに対して遺産分割前の段階においては、相続財産は未だ共有財産であって、相続人固有の財産ではない。係る財産は「相続財産」に非ず、未だに「被相続人の財産」との語を用いられるべき財産である。「法定相続人」においては、被相続人の財産に対して

- ・ 被相続人の財産を相続し、相続財産として、これを自己の裁量で自由に使用できる「第一者」ではない。
- ・ 成立した遺産分割により、被相続人の財産を使用できなくなった「第二者」ではない。
- ・ 未だ「被相続人の財産」につき、これを共有財産としておく「第三者」性を保持する立場にある。

(ウ) この時、相続人たる資格を持つ者は、相続税法にある「相続財産を取得した者」ではなく、国税通則法および被告・原処分庁が主張しているところの「相続人」でもなく、「法定相続人」である。民法の法定割合による分割を規定するのは、単に共有財産における持ち分割合を規定しているに過ぎない。とすれば、被相続人の財産に係る所有権・使用権のみならず、相続税の納付・徴収においても、「法定相続人」は未だに第三者である。

相続税に関しての法令では何れも「相続人」との表記になっており、第三者たる「法定相続人」の固有の財産を差し押さえることを規定する法令は、原告には未だに見受けられず、ないものと思料する。

・ 国税徴収法 第四十九条

徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえるに当っては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。

イ 第三者の財産の保護への留意については、国税徴収法第47条（国税庁法令解釈通達）により規定される。

- ・17 差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して行うものとする。(以下、略)

(2) 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。

ここでいう生活の維持とは、単に3か月分の生活費に留まらず、その財産の使用を予定する生活設計(大学進学のための学費の積立金など)のことを言うと考えられる。無論のこと、生活設計に使用を予定しない休眠財産の場合は、この限りではない。

- ・23 差し押さえるべき財産が法律の規定又は当事者の意思表示により共有となっている場合において、それぞれの持分が定まっていなとき(持分が明らかでないときを含む。)は、その持分は等しいものと推定して差し押さえることができる(民法第250条参照)。

よって国税徴収法第49条、第50条および国税徴収法第47条より、未分割の共有財産である被相続人の財産を差し押さえることは可能であり、「法定相続人」の第三者性を鑑みたとき或いは鑑みなかつたとしても、「相続人の固有財産よりも未分割の相続財産を差し押さえるように」努めなければならないとする結論は容易に導かれ、徴収職員はこれに従わねばならない。併せて原告が主張する国税徴収法第75条の1項5号も鑑みたときに、にも拘わらず被告・原処分庁が「法定相続人固有の財産」を差し押さえることを選択したことには、正当な理由がなくてはならない。これについては、次項で詳しく述べる。

再調査決定の理由第4の2には、正当な理由の表示はなく、あまつさえ「相続人の固有財産よりも未分割の相続財産を差し押さえるように努めるといった」結論を導出する法的根拠があるにもかかわらず、これを「ない」などとする詭弁を被告・原処分庁が用いたことは、その故意性の有無にかかわらず、法および憲法で保障された国民の権利を蔑ろにする法治主義の根幹を揺るがす重大な違法、と原告は考える。

#### (4) 国税徴収法第75条の1項5号

原告は再調査請求において、国税徴収法第75条の1項5号についても主張をしている。原告は今後も複数の裁判を予定しており、原告固有の財産は、その原資となるものである。

ア これについて当該の原資となるべき原告固有の財産を差し押さえることは、原告に対し

- ・ 裁判を提起し、以て、原告の生活が困窮するか
- ・ 生活の維持を優先し裁判の提起を断念するか

二者択一の状態に追い込むことになる。しかし、原告に裁判の提起の断念を誘導することは

- ・ 原告の「裁判を受ける権利」の侵害
- ・ 原告と、係る各裁判の相手方との利益相反
- ・ 法および社会正義に悖る反社会的行為を行う者ら(反社会勢力)に対する利益の供与

との各種違法を導くものである。社会正義の維持および原告が受けた被害に対する賠償請求権は、特に社会正義に則すべき国家公務員にあつては、これを絶対的に保障せねばならず延いては、これを原告が行うに、原告の生活も同じく保障せねばならない。

イ これについて被告・原処分庁が原告の生活の糧および裁判の原資ともなるべき原告固有の財産を差し押さへ、原告の使用不可の状態に置くには、

- a 原告が予定する裁判の趣旨（原告に裁判を断念させることが社会正義に与するか否か）
- b 差押がなされ且つ原告が予定する裁判を提起した時に、原告の生活は維持され得るか
- c 真に原告は裁判を提起する意思があるか、提起するか

これらについての調査が必要であり、その結果に基づいて判断をせねばならないものである。

特にc項については、裁判所に対して「提訴命令」を申立て、当該の命令を以て担保とする手法も考えられ或いは他の手法も併せ検討されねばならないものとする。

即ち、aないしc項についての「調査」が必要であり、しかし、原告に対して、これらにつき、aないしc項に係る具体的事項に関連する聴取などの調査が行われた事実はない。

ウ 原告が予定する裁判には、本件原告の相続に係る問題も含まれており、当然に被告・原処分庁も知り得ているものである。にもかかわらず、裁判を提起すれば原告の生活が困窮し或いは場合によっては裁判を断念せざるを得ない結果に導いたことは、原告の相手方に利益を供与し且つ反社会的行為を行ったものに対する利益供与を導出したことであり、更に再調査を棄却する決定を為したことは、これ自体が社会正義の実現・維持に背く違法行為である。

この当否を判断するには調査が必要であり、その再調査の請求すら棄却する決定は違法決定であり、再調査請求に係る原処分は、当該の判断材料を収集すべき調査の不足・不備がある違法な処分である。

#### (5) 滞納処分の停止：国税徴収法第153条

ア 同法同条1項二号「滞納処分の執行等をするることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」

先述した通り原告は、今後も提起を予定し且つ、社会正義の要請・制約から提起を余儀なくされ、そのための訴訟手数料の負担を強いられる状況である。この時、その生活を著しく急迫される虞は多分に予見され、現在も原告は当該の事態に陥ることについて戦々兢兢としている状態である。

また、同法同条1項二号でいう「生活」とは「衣食住」のみに留まらず「(精神的にも)健康で文化的な最低限度の生活」(憲法)を指すと解釈され、であれば、「被害者陵虐」による「精神的傷害・圧迫」を受ける者は「その心身において健康な生活を著しく阻害・窮迫」させるものであり、原告にとっての原処分は国税徴収法第153条1項二号に該当すると考える。

イ 同法同条1項二号「滞納処分の執行(中略)をすることができる財産がないとき。」

同法同条5項「その他その国税を徴収することができないことが明らかであるとき」を援用する。

現在において明らかではなくても、この件に関する最終的な判決により徴収することができない将来的な可能性がある限りは、「権能・可能性に百パーセント確実に徴収」することが出来ない状態であり、滞納処分をすることが出来ない若しくは滞納処分の執行により徴収することが出来る財産がないことになる。

この点、法の階層構造の論を基にする。

(6) 税務署の運用の法的整合性：国税徴収法第51条、同法第5条

法定相続人の一が遺産分割協議前に、他法定相続人の合意なく他の誰の立会いもなく、単独独自に貸金庫を開庫し内容物を移動した場合の譴責につき、実行した法定相続人のみならず法定相続人全員に制裁が課され或いは相続を放棄と同等もしくは放棄をせざるを得ない状況になることに係る、被告・原処分庁の運用の法的根拠と齟齬が生じる。

これについて国税通則法第5条に求めるとすれば、

国税徴収法第51条

相続税は「被相続人の国税」に該当し、「相続人の国税」ではないことを示す。

即ち相続税は、被相続人が死亡したと同時に「被相続人が負うべき国税」であって、この納付義務を相続するから相続人に納付義務が存する。そのため上記の被相続人の財産に係る反則行為に対する制裁は全体に係るとする解釈運用。

一方で被告・原処分庁は、被相続人の財産ではなく相続人の財産を差し押さえた（原処分）根拠について、これが正当たるを示すに再調査請求決定書の理由中に明確に「相続税は相続人の国税である」旨を主張する。

では、遺産隠しなどの反則行為があった際には法定相続人全員が制裁を受ける、とする、国税通則法5条を論拠とする税務署の運用・処置との整合性については、如何に説明するのか。

7 原処分にある他の法・判例等との齟齬

被告・原処分庁が再調査決定書の理由で主張する通り、相続税を「相続人の国税」とするならば、一見、請求者固有の財産の差押えは可能であるように見えるが、これは更に以下に述べるような他の法条・法理と不整合を発生させる。

(1) 横浜地方裁判所の判断との齟齬

相続税を「相続人の国税」とした時の、相続人固有の財産を差押え対象とするに、相続財産が未分割であることを理由とすることはできない。

ア 法治主義における裁判所の規範性・認識に対する重大な違背が存する。

横浜地方裁判所は、原告に係る別件の訴え（令和●●年（〇〇）第●●号事件）において、少なくとも原告の場合においては「未分割の被相続人の財産は、被相続人の死亡と同時に法定分割割合で分割済みのもの」との見解を示す（甲13証）。

国家機関の一である被告・原処分庁は、裁判所の判断・認識に絶対的に従わねばならず、将来的に裁判所が同認識について改めたとしても不遑及の効果が働くと考えられ、よって被告・原処分庁は原処分時においては、その認識は裁判所の判断・認識と同一でなければならない。

もし被告・原処分庁が、原処分に係る相続財産が未分割であることを理由に原告固有の財産の差押えを決定したとすれば、これは法治主義に対する重大な違法行為となる。同時に原処分は、違法な処分として取消しを免れないものとする。

イ また、民法909条1項に対する違背が存する。

仮令、「未分割の状態において、被相続人の財産は法定相続人による共同財産であり、分割済みではない」との見解に則ったとしても、未分割であることを理由に差し押えできないとすることは、国税通則法・国税徴収法より優位・上位（低次階層）に位置すると考えられる民法の規定に反する。

民法909条1項によれば、未分割の相続財産に対する差押えが可能であることが明記されている。同法同条同項を援用するなら、未分割の相続財産は差押え対象になり得るのであって、にも拘らず、これを措いて原告固有の財産を差し押さえたことには正当な理由が必要となると考える。

(2) 相続税法第1条の三の一、民法第898条、同法第899条との齟齬

相続財産が未分割の状態における法定相続人の納税義務者としての資格の有無につき、齟齬が生じる。

ア 相続税法第1条の三の一では、相続税納税義務者として「相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した」と明確に定める。

一方で民法第898条は、相続開始時から遺産分割までにおける相続財産の法律関係につき、共同相続人の「共有に属する」と定め、同法第899条は共同財産の権利義務関係における持分割合として、これを定める。

即ち民法の規定に拠れば、相続開始時から遺産分割までにおいては法定相続人は未だ相続人たり得ず、「財産を取得した」に至らない状態であることを明確に規定していることになり、この状態における法定相続人は、相続税法で定める納税義務者としての資格義務を有していない。

イ 未分割の状態にある法定相続人の納税義務の範囲について

(ア) 民法第898条は、実体上としては共同財産である財産の権利義務関係における過渡的な持ち分割合を示していることから、例えば共同財産に係る、実体として被相続人に課される固定資産税などは、これを共有する各相続人が過渡的に「仮に法定相続割合で分割されたものとして」分担して負担をすべきとして規定しているのであり、これは遺産分割協議が成立し、実体物として分割され相続人が使用可能な相続人固有の財産として実体化した折には、当然に、原状回復が為されねばならないものである、と解される。

(イ) 相続税法第1条の三の一によれば前項に述べた如く、法定相続人は未分割の状態にあっては未だ取得に至らず、納税者としての資格は有しない。一方で、相続税法第27条1項について民法第898条を援用し、過渡的に「仮に分割したものとして」の義務を課しているものであって、この義務は仮の義務に過ぎない。

とすれば、未だ取得に至っていない法定相続人は、民法第898条により「仮に分割したものとして」、「仮に申告をし」、「仮に納付をしなければいけない」ことになる。

同法定相続人の義務の範囲は上記に留まり、実体的な納付をする義務には及ばず、実体上の財物を納付する必要・義務はない。

(3) 「仮の申告」の可否と「仮の納付」に関する判例及び民事保全法第14条、第15条、第22条、国税徴収法第51条の援用

ア 実体上の財物の納付と「仮の納付」について大正●●年(〇〇)●●号判決、昭和●●年(〇〇)●●号判決を参照する。

(ア) 前項の「仮の納付」につき、この点、法定相続人ではなく被相続人に実体として課される固定資産税などとは異なる。相続税は「取得した相続人」に課されるものであって、未だ「取得に至らない相続人」に実体としての相続税は課されず、あくまでも相続税法第27条1項による制約から法的手続き上において仮に形成され課されたものだからで

ある。

法上において仮に形成されたものに対する義務について、以下の判例を援用する。

- ・ 仮執行宣言付判決に基づき被告が支払または拾付した物は、その判決の確定の時初めて確定的に支払または給付の効力を生ずる。(大正●●年(〇〇)●●号)
- ・ 仮払金支払義務も当該仮処分手続内における訴訟法上のものとして仮に形成されるにとどまり、労務の拾付又はその提供を義務づけるものではない。(昭和●●年(〇〇)●●号)

(イ) 実体上の財物を仮に差し押さえるには仮保全手続きに拠らねばならず、裁判所は、差し押さえられる側の事情を最大限において考慮した上で、これを為す。債務者が、仮差押え或いは仮払いにより、その事業の継続・生活が将来的に困難になることが予想される場合は、仮令、債権者に当該額の権利が認められても、満額の仮差押え・仮払いが認められるとは限らない、と聞く(民事保全法第14条、第15条、第22条の援用)。

(ウ) 国税徴収法で規定する差押えは、既に実体化されている権利義務関係による実体上の財物の差押えであり、ここで規定する三か月分の生活費等は、仮差押えの際に考慮すべき将来的な困難さを規定するものではない。仮による差押え・処分による実体物差押えの場合は更に長期的な将来について考慮されるべきであり、税務署長に、そこまでの判断をする権能が認められているとは考えられず又、これを規定する法的根拠はないように思われる。

法律上で仮に形成されたものは、それが確定したときに初めて実体として確定する(大正●●年(〇〇)●●号判例の援用)。仮執行でも同様であり、更には控訴不可分の原則によれば、仮令、不利益変更の禁止により事実上は確定したものであっても、未確定の部分と一体になる併合請求の場合は、すべてが確定しないと確定したことにならず、実体の物とはならない。無論、未確定の状態でも実体上の強制執行も不可となる。

とすれば、仮の差押えにより実体物を差し押さえるには保全のための手続きによる裁判所の判断に拠らねばならず、これ無くして税務署長が独断で行うことは不可能ないし禁止されるはずである。

イ 仮に納付をすることの可否につき国税徴収法第51条を参照して考察する。

- ・ 天の物は天に、カエサルのはカエサルに。
- ・ 仮の物は仮に。実体の物は実体に。

税務署長が「仮」の段階で差押えの対象とできるのは「仮」の財物のみということになる。

(ア) 未分割による法定相続割合で仮に申告されたものは、あくまでも「仮」であって、「仮の申告」に対して「実体的に納付する」義務までは課されない。

(イ) 未分割の遺産は共同財産であり、仮の法定分割割合による仮の取得分であるから、未分割の状態にある法定相続人は10か月以内に仮に申告をすれば良く、強いて言えば係る相続税に充当し得る相続財産があることを示せば、それで足りる。民事保全手続における供託に該当する。

(ウ) 税務署は仮の取得分相続財産を仮差押えができるに留まる。仮差押えであるから、強制換価も強制徴収も出来ない。但し、実体化した時には確実に徴収できることに、その意義がある。

付け加えれば、あくまでも仮であるから延滞税はつかない。仮の延滞税をつけたところで、仮の物が実体化した時には原状回復義務があるからである。延滞税については遺産分割協議が成立し実体化した後を起算日とすべきである。

とすれば、その法的論理・機作は違えども、奇しくも国税徴収法第51条の内容が援用できるものとする。

付言をするのであれば、無論のことに法定相続人らの独善により徒に分割に長期間を要することも考えられるが、相続開始から10ヶ月を経過しても未だ分割に至らない事由について正当な事由の有無、法定相続人の我欲による徒過の成否については、調査により判断し個別的な対応を検討することで対処すべきものとする。

## 8 被告・原処分庁の運用にある法治主義に対する重大な違法

### (1) 原処分による訴権の侵害

本状第2の6の(4)項(20頁以下)及び「事情説明書」にある通り、今後、原告は、原告が受けた不法行為について、不法行為者に対して訴訟を提起せねばならない。

ア 少なくとも現在で予定される訴訟は銀行、税理士、弁護士、そして国家賠償を含み、さらには原告は刑事訴訟手続きも行わねばならない。これとは別に原告は既に4件の民事訴訟の渦中にあり、将来的に予定される訴訟手数料も各々200万円を超えることすら予想され、これらが上訴・上告に至った場合は、各手数料の最大3.5倍になる可能性を包含する。

(ア) かような状況にあって原告は労働に勤しむ余裕などなく、原告の高年齢もあって、当然に原告は無職であり無収入である。

(イ) 訴権は日本国憲法においても国民に保障されている権利であり、そもそも訴訟は

- ・ 不法行為による被害、既に失ったものの回復のための活動であり、
- ・ 以て公平公正の状態、社会正義を実現・維持するための活動である。

訴権の行使を阻むことは、不法行為による被害・奪われ失われたものの回復を妨害し、被害を受けたまま・奪われたままでの泣き寝入りを強要すること或いは、その状況に被害者を追い込むことであって、被害者に対する陵虐行為に等しく、また社会正義の実現・維持に対し阻害し逆行させる行為ともなるものである。

(ウ) 現在の原告の経済状況は、原処分により更に過酷なものになることが、現在において既に予見されている状態である。これは単に原告の生活が困窮するのみの問題ではなく、単なる経済的生産活動の結果として原告の責に帰されねばならないものではない。

不法行為者により原告が受けた被害・損失の回復のための訴権であり、原告固有の財産は、そのための原資となるものである。

自分の責によらず、加害者の不法行為により奪われ、受けた、被害・損失の回復は、社会正義および法治主義の観点からも、何を措いても最優先されなければならないのであり、これに対して被害を回復したければ払うものを払え、あるいは、払えなければ諦めろ、払わない方が悪い、などとすることは、被害者に対して、被害者の生活の困窮というものを、被害者を迎合・忍従に追い込む材料として質にとり、兵糧攻めにしつつ傲慢な自己都合・自己利益の誘導優先を図るものであって、被害者を更に陵虐する、重大な犯罪行為と言っても過言ではない、社会正義に対する違反行為である。

イ 不法行為者に対する利益・便宜の供与

前項を受け、被害者の被害の回復、その為の賠償を加害者に課することは、同時に加害者に対する制裁の意味も併せ持つ。これに係る被害者の訴権を、仮令、それを目的としていなかったとしても、結果的に抑圧し内至は阻害をすることは、本来において負うべき加害者の賠償義務および制裁を受ける義務を免れせしめることに繋がり、或いは不法行為事件の隠蔽、隠匿に繋がる。被害者の回復が実現されないのみならず、不法行為者の増長増慢を助長する。

不法行為者に対する利益あるいは便宜の供与であり、社会秩序の崩壊・混迷を誘発し拡大させることになり、これは社会正義・法治主義に対する重大な違背行為である。

本件においては「事情説明書」に記載される通り、その不法行為者の対象当事者には国家公務員が含まれる。これらの事情を知り、原告の現在の状況を知りつつ或いは、さらに詳細に確認するための調査もせず、自らの都合・利益誘導のみを目的として断行した原処分は、原告の生活の危険を材料に服従を強迫し或いは、自らの不法行為に対する訴訟を妨害しての同行為の追及の回避・隠蔽も疑われるのであって、社会正義に対する重大な違背であり反逆に該当する虞もある、と原告は思料し指摘する。

(2) 推定無罪の原則に反する、自己都合・自己利益誘導目的あるいは義務回避のための詭弁

原処分に直接は関係しないものの、原処分の基礎となる原告の相続税申告について被告・原処分庁より受けた対応の中には、違法と考えられる部分があり、被告・原処分庁の法規範意識の多寡・有無が、被告・原処分庁による原処分にも反映されていると考える為、併せて指摘をする。

本状第2の6の(6)項(22頁以下)で触れた、相続人の一による単独独自の貸金庫の開庫および内容物の移動があった際の税務署の対応・運用につき、重大な法治主義に対する違反が疑われる。

ア 上記の事例において税務署の対処および、その根拠としては以下のものである。

(ア) 法定相続人は「相続放棄」もしくは重加算税の課税などにより、それ以上の状況に追い込まれるべく処分を受ける。

この処分は、当該の行為を行った法定相続人のみならず、全ての法定相続人に課され、これを回避するには、結局は「相続放棄」をせざるを得ない。但し、当該行為につき共謀がないことを法定相続人が証明もしくは疎明出来れば、救済措置がある。

(イ) 前項の税務署による対応についての税務署の根拠は以下のものである。

- ・ 貸金庫の開庫と内容物の移動により被相続人の財産の正確な把握を困難ないしは不可能にした行為の制裁は、行為者の取得財産のみではなく、被相続人の財産全てに課される。
- ・ 制裁の課された被相続人の財産を分割するため、結果として、法定相続人全員に制裁は課されたと同じになる。

イ 前項の(イ)にある税務署が示す根拠には、以下の法令ないし法理に対して違反する可能性がある。

(ア) 係る行為の制裁が被相続人の財産に課されることの法的根拠を国税通則法第5条に求めるのであれば、相続税は被相続人が負担すべき国税か相続人が負担すべき国税かとの矛盾が生ずる(本状22頁以下)。

一方で被告・原処分庁は、相続人たる原告固有の財産を差し押さえるに、相続税は相

続人の国税であると言明しているものであり、かかる行為に対する制裁が被相続人の財産全てに課されることの根拠を失う。

あくまで不法行為者が取得する財産に課されるべきものである。

(イ) 係る行為の制裁が相続人全員に課されることの根拠

行為者と他の相続人の共謀が疑われるとしての共同不法行為の成立を根拠とした時、仮令、他相続人による共謀がないことの立証が認められれば救済措置があるとはいえ、制裁のための前提要件を欠き原則に違反する。

- ・ 共謀が疑われ、被疑者に共謀がないことを立証できなかったとしても制裁を課す事は出来ない。

「疑わしきは罰せず」（推定無罪の原則）

- ・ また法定相続人の一の当該行為を知りつつ、この事実を他の法定相続人が隠蔽したとしても、同行為についての明確な共謀が認められない限り、他の法定相続人に対して制裁を課す事は出来ない可能性が高い（刑法105条）。

- ・ 立証すべきは制裁者すなわち税務署であって、被疑者たる相続人ではない。

これらが適正な法的手続を規定する憲法第13条、第31条に反映されるのであれば、違憲行為が成立する可能性も発生する。

(ウ) 本来、係る行為があった時の税務署の処分は

- ・ 貸金庫開庫にかかる制裁の対象は、あくまでも行為者のみであり、制裁課税は行為者の取得分のみに課されねばならない。
- ・ 共謀が疑われる他相続人については、共謀の事実を税務署が立証して初めて共同不法行為が成立し、制裁を課することができる。

とならねばならないものと思料される。

ウ これに対して税務署の運用および、その根拠とする理屈には

- ・ 相続税を被相続人が負担すべき国税と定義すれば、他相続人の共同不法行為を立証・成立させなくても機械的に他相続人に制裁を課すことができ、税務署は推定無罪の原則を回避できる。
- ・ 同時に、その制裁対象は行為者の取得分のみならず、被相続人の財産にまで拡大でき、より多くの税収を得ることができる。

一方で徴収する際には、これを相続人の国税として

- ・ 未だ相続財産の取得に至らない法定相続人を「相続人」として定義し
- ・ 法定相続人固有の財産からの納付を強制し
- ・ 或いは差し押えを行い、換価手続により強制徴収を行う。

とする税務署側にとっての自己都合・自己利益誘導を結果する矛盾が存在する。

被告・原処分庁には、

- ・ 推定無罪の原則を無視し自らの立証義務を回避しつつ
- ・ 自らの責務である税収を確保ないし徴収する目的で、国税通則法第5条を独善的に曲解し或いは
- ・ 相続人の反論を封じ込めるための詭弁を弄し又、
- ・ 「相続人」の語の定義も同様に曲解し、一般国民の生活を抑圧・阻害するに何ら思慮することなく

単に自己都合・自己利益のみを目的とし、詭弁による偽計、これを用いた一般国民からの詐取・搾取を行う、との違法性を孕んでいる疑いが濃厚であり、上記の各矛盾からも原告は、これを否定できないことを指摘する。

### (3) 裁判所の判断・認識に対する違背

被告・原処分庁は、裁判所の判断・認識と異なる自己都合・自己利益を図り優先する独自の解釈・認識の上に立脚して、その運用を行う。裁判所の判断に従うことが法治主義との古川禎久元法務大臣の言からも、これは法治主義に対する重大な違背であるとの論が成立する。

ア 本状第2の7の(1)項(23頁以下)の論を受継する。

裁判所の認識と見解・判断は、少なくとも原告の場合においては「未分割の被相続人の財産は、被相続人の死亡と同時に法定分割割合で分割済みのもの」(甲13証)であり、税務署は、少なくとも令和5年10月15日現在に至るまで、これに立脚しての運用を行うことを義務づけられる。

これに係る税務署の運用には、裁判所の認識と見解・判断との矛盾が存在する。

本状第2の7の(1)項で論じた点の他に、相続税の計算の基となる相続人・法定相続人の取得分に係る計算の様式にも、この矛盾を見出すことができる。

- ・ 裁判所は前項にある「未分割の被相続人の財産は、被相続人の死亡と同時に法定分割割合で分割済みのもの」との見解の下、法定相続人が分割済として有する相続財産について「各品目の評価額を法定相続人の数で除した額の総和」として算出する。
- ・ これに対して、税務署が相続税の申告の際に様式として法定相続人に強要・強制する計算方式は、「未分割の財産の【合計額】を相続分に応じて」(税務署配布の「相続の手引き」)算出させるものである。

「 $2 + 2 = 4$ 」ということと「 $2 \times 2 = 4$ 」ということは、答えが同じでも数学的な意味は本質的に全く異なる。同様に、本項で指摘するところは法律的な意味として本質的に全く異なり、法の普遍性・統一性より場面によっては、その影響が決定的に異なる質的な差となって具現化する虞も払拭はできない。法に忠実であらねばならない国の一機関である税務署において、法の規範性から、裁判所の認識と見解・判断に則り立脚した運用をせねばならない義務を持つと思料すべきところ、本項が指摘する事柄においても、裁判所の認識と見解・判断との矛盾が存在する。

イ 法令の最終的な解釈は司法権を有する裁判所が行うものであるとするのは、

- ・ 裁判所の解釈は、公的機関(裁判所、立法府、行政機関等)による有権解釈(公解釈、公定解釈、公権的解釈)、これに他の法律との矛盾齟齬および論理的矛盾齟齬がない限りにおいて、これに拘束される
- ・ 有権解釈に他の法律との或いは論理的に矛盾齟齬が存在する場合は、これを誤りとして採用せず、条理・裁判官の良心などにより、他の法律および論理的整合性を以て、解釈する。

ものである以上、裁判所の解釈・判断は、他の下位諸機関を法的又は事実上拘束する。

下位機関の一である被告・原処分庁は、その正誤に拘わらず、裁判官の認識・判断・見解に従わねばならないのであって、しかし現実には、これと異なる、自己都合・自己利益誘導優先の性格をもつ独自の法解釈・運用を行っている事実、その思考が、前項および本状で指摘した違法性を疑われる運用・処分を為す温床となっている、との疑いを原告人は強く指弾す

るものである。

#### (4) 本来の差押処分を超える過大過重の措置

原処分内容を示す「差押調書謄本」によれば、原告が差し押さえられたのは預金の払戻請求権および利息の支払請求権であるところ、実際には原告の当該の口座から当該金額は引き出されたと同じ扱いを受け、別所に移動された。

ア 本来であれば、

- ・ 当該の口座から原告が使用可能な金額以上の払戻請求により、差押え分の金額を侵食する分につき払い戻しを受けることが出来ない
- ・ 若しくは、仮令、払い戻しを拒否する便宜上の事務手続を目的として係る原告の口座から別の口座を新設して、そちらに移動し、当該の口座については原告からの払戻請求を受け付けないとする対応をするにしても、移動された金額に関する財産権は未だに原告に存し、ただ払い戻し請求をすることが出来ない状態であって、その口座番号他の当該の金額の所在は原告は知らなければならない

ものと思料される。

イ しかし株式会社B銀行にあっては、

- ・ 支払請求権の差し押さえに係る金額について原告の口座から移動し、
- ・ この所在を原告に知らしめることはなく秘匿する。
- ・ また、係る金額の財産権は既に原告になく、仮令、原告が財産開示の必要に迫られた時も、この金額は開示されるべき財産に含まれないと原告に示す。

これらの処置は全て被告・原処分庁の指示によるものとする。

しかし法的な財産権の所在は未だ原告にあるものと思われ、本来であれば先の処置がなされ且つ、これに留まるべきである。

これは差押え処分の内容を超える、請求の財産の移動・秘匿との法に違背する過大過重な措置であると考ええる。

#### (5) 原告の主張・指摘の軽視

被告・原処分庁は、再調査請求決定の理由第4の(3)項で、「原告のその余の主張は原告の意見・要望等を述べたものであって、本件差押処分の適法性に何ら影響を与えるものではない」と、切って捨てる。しかし原告は、法の階層性・整合性を基に主張しているものである。

- ・ 告訴は被告訴人に対し処罰を求めるものであるが、法的根拠に基づき社会正義に照らして必要有益なものであって、単なる意見・要望ではない。
- ・ 貸金返還訴訟は貸金の返還を求めるものであるが、法的権利義務関係に基づき必要なものであって、訴訟行為にある請求側の主張は、単なる意見・要望ではない。

この区別、法的判断・仕分けをする能力がない或いはレトリックを用いて詭弁を弄することは、法治主義社会の構成員としての資質を欠落しているものと言わざるを得ない。

また原告が主張している事項については、事実としてある被告・原処分庁の処分・運用における法的不整合性(違法性)についてである。

「提起した者の主張する事実については国が証明しなければならない」旨を規定する国税通則法第116条は、取消しの訴えの場合ではあるが、この法の精神は取消の訴えに限定されべきものではなく、公務員の誠実な職務履行義務と併せ考えても、本件再調査の決定理由

においても反映されべく努力されねばならないものとする。

自らの法的に不整合であり齟齬を生じさせる行為・主張については、その認識・真意の一切の明示をせず、単に原告の意見・要望などとして隠蔽する、その態度は、法を軽視し且つ原告を愚弄するものである。

## 9 東京国税不服審判所の裁決における不当性

被告に所属する東京国税不服審判所は、被告・原処分庁による再調査請求棄却決定に対して原告より請求された令和5年1月31日付け審査請求について、これを却下する旨の裁決（東裁（諸）令4第114号）をした。

しかし同裁決は、以下に示す点について不当なものである。

### (1) 原告による令和5年1月31日付け審査請求の本旨の不理解・誤解

同審査請求は、原告に対する被告・非行公務員の行為を基盤にした親項前項までの論に対する評価判断を基に、「原処分（差押え）を行うことの可否、真に正当たり得るか」の審査を求めるものである。

ア 原処分が正当たり得ず不当であるからこそその原処分の取消しとなり得る。

原処分が取消しとなるからこそ、返還を求めることができる。

ここに請求の利益があるものである。同審査請求が「請求の利益を欠く不適法なもの」として、同審査請求を却下する裁決の理由は不当であり誤りである。

イ 理解を容易にするために以下の例示を行う。

- ・ 労働事件において、減給処分の取消しを求めるに、既に退職をしていたからといって賠償請求の前提としての処分取消しを求めることには請求の利益がないか。
- ・ 同じく労働事件において、解雇処分の取消しを求めるに、既に退職をしていること或いは転職により就職していることを理由に、賠償請求の前提としての処分取消しを求めることには請求の利益がないか。
- ・ 誤送金問題にかかる事件において、既に使用・消費してしまったからといって、誤送金自体の取消しを求めること、受取者の刑事責任を求めること、その返還を求めることには請求の利益がないか。

### (2) 差押え処分の効力の消滅、不存在

「差押え処分の効力の消滅、不存在」とは

- ・ 差押え解除により、全ての差押財産について、その遅延損害賠償も含めての原状回復が為されたこと
- ・ 差押え乃至は差押えの基盤となる債務他が真に正当かつ効力を有する場合に限り、その弁済の充当により債務が消滅し、これ以上の差押の必要がなくなったこと。

債務への弁済充当分も含めての原状回復が為されたこと。

を意味するものと理解する。

ア 「取り立て」は「差押え」の先の、その延長上にある。「債務」（低次階層）の上に「差押え」（中間階層）があり、その更に上に「取り立て」（高次階層）がある、との階層構造をとる。

被処分者にとって、差押え対象の財産が全て使用可能であるか否か、ここに「差押えの効力」の存否が決定される。「差押え」（中間階層）より高次に位置する「取り立て」が行われた以上、被処分者にとって当該の財産が使用不可能な状態であることに変わらず、

「差押え」から「取り立て」に更に高次へと位置が変わっただけであり、言い換えれば差押えの効力があり持続するからこそその「取り立て」であって、「差押えの効力がなく消滅したのであれば、取り立ては不可能」である。よって、「取り立て」へと処分は移行した結果として、位相（あるいは処分名）は、より上位に変遷したものの、依然として基盤となる低層の「差押えの効力」は持続しているものである。

(ア) 補足するのであれば、基盤となる低次階層の位置する「債務」が「取り立て」へと昇華することによって消滅するのであれば、この時に全てが雲散霧消し、「債務」乃至は「取り立て」の全ての効力は消滅する。

ただし親項冒頭に述べた通り、「債務」が真に「正当な債務」足りうる時に、この論は成立するのであって、「債務」が不当である場合あるいは、その正当性につき未だ確定していない状態においては、この状態において中間階層を乗り越えて「取り立て」へと移行したことに手続き上の不法ないしは違法性が問われるのであって、全ての効力は消滅せず、未だ「差押え」の効力は持続しているものである。

(イ) 即ち本案でいえば、「差押え」対象の「14,190,100円」全てにつき差押えが解除され、差押え期間についての遅延損害金も含め、原告が使用可能な状態になったときに初めて、「差押え解除」、「差押えの効力の消滅」と言え若しくは、被告・非行公務員の行為に拘わらず原告の納税義務が正当たり得るを示し、債務と取り立ての相殺による全階層の効力の消滅を以て「差押えの効力の消滅」と言える。

これに対して東京国税不服審判所は、

- ・ 差押え対象財産から「取り立て」
- ・ 残余の部分については「差押えを解除」し
- ・ 同部分について既に「返還した」

ことを以て、恰も差押え対象の財産全部について「解除」し「返還」したとの認識の摩り替えから「差押えの効力は消滅し、処分は存在せず、差押えの解除の利益がない」とする。一種のレトリックを用いて原告の錯誤を誘導し納得させようとする詭計欺罔を弄するに近い。

イ 同裁決に、基盤として低次階層にある「債務」、本件でいうところの被告・非行公務員の行為を始端とし原因と主張する原告の納税義務の存否の問題に係り、「差押えが可能であり正当たること」の理由についても微塵も触れられていないが、もし同裁決が「既に取り立てちゃったから差押えの解除はできないし意味がないよ」を理由とするものであれば、これは親項前項に例示として挙げた誤送金問題において「既に使っちゃったから返せないよ」と強弁するのと等しく、犯罪者性向が否定できないものと思料する。

ウ 同審査請求の本旨を見誤らず正しく理解できているのであれば、同裁決中において、被告・非行公務員の行為についての評価判断を基盤に置く本状第2の4項ないし9項における原告の主張・論について公正に審査を行い、その結果を理由として裁決が為されべきものである。

實際上においては東京国税不服審判所では、被告・原処分庁が同審査請求をするより前に先立って行った「取り立て（配当）」処分に対して原告が行った審査請求に基づく「令和5年2月2日收受『令和5年1月31日付け審査請求書』に係る事件」において、この問題は審査される見通しである。

しかし階層構造の順位、この原処分（差押え）に対する審査請求の本質から導くのであれば、本来なら

- ・ 原処分（差押え）に対する本審査請求において、これは審査され裁決されるべきであり
- ・ もし、この問題について、そもそもの「取り立て」の根拠であり、「差押え」は中間的処分に過ぎないとして、原告の主張する部分については「令和5年2月2日收受『令和5年1月31日付け審査請求書』に係る事件」において審理をするのであれば、これと併合をするか、「令和5年1月31日付け審査請求に対する裁決」を待っての裁決となるべきものである。

との解答にならざるを得ないと考える。

その意味で、この裁決（東裁（諸）令4第114号）は拙速に過ぎるものであり、これは同時に当該請求の本質を見誤った或いは前項に指摘したごとく安直・表層的に捉えたものと評せざるを得ない。

本件訴えについても、原告は「令和5年1月31日付け審査請求に対する裁決」を待っての提起を考えていたものであるが、同審査の進行予定（甲11証）と本件訴えについての期間の定めとの兼ね合いとの事情があった。

同裁決は、同審査請求の本旨および事実（差押えの効力の消滅）について正しく理解できておらず、その本質を履き違えたものであって、不当裁決である。

## 10 国家賠償請求とすることの理由

### （1）国の不当利得の不成立

本件の場合、国の不当利得は成立しないと原告は理解した。

ア 税務に関しては税務署に、独自の判断で国税の賦課、処分、徴収という国の公権力を行使することのできる強大な裁量権が存する。とした時に、税については税務署が独自の裁量権に基づき税を賦課し徴集し、徴集された税金を纏めて国に交付するという形式をとっているものと推察される。

この時に国は、国民各人について如何なる税目で如何なる金額が税として納められたかは把握しない。単に税務署から交付された纏まった金額を受領するだけである。国が受領するに、仮令、それが不当ないし違法に徴集されたものであっても、国に不法ないし違法行為は存しない。所謂ところの善意の第三者たり得るのであって、国に不当ないし違法行為が存せず成立しない以上、確かに不当ないし違法に徴収された不当ないし違法な金員ではあるものの、国の不当利得としては成立しない。

イ 前項の事は、募金を例にとったときに理解は易くなる。

コンビニ強盗犯が、同行為により、違法にコンビニから金員を取得した、その金員を、例えば「赤い羽根募金」に募金した時に、「赤い羽根募金」側に不当利得が成立するか。

「赤い羽根募金」側に、それが不当利得だからとしての返還の請求に対して、

- ・ これが英米法系下であれば、募金あるいは商行為自体は独立して正当なものとして成立するのであれば、「赤い羽募金」側に返還義務はないことになると、原告は認識する。
- ・ 他方、大陸法系下であれば、仮令、募金あるいは商行為自体は独立して正当なものとして成立したとしても、元が違法に取得された金員である以上は、元の所有者に戻

すべきとして、返還義務を負うものと、原告は認識する。

日本は大陸法系下にあると原告は認識しているが、しかし、如何に大陸法系下であり「赤い羽根募金」側に返還義務があろうとも、これを認めた時には、単なる返還を認めたに留まらず、返還の理由たる「赤い羽根募金」側の不当利得の成立を認めたことになる。これは即ち、「赤い羽根募金」とコンビニ強盗の「共謀・共犯」を認めたことになるのであって、その事実がない限りにおいては、この請求には理由がなく、当該請求は認められ得ない。

返還を求める場合には、不当利得を理由とする「不当利得返還請求」ではなく、「それが不当ないし違法に奪取されたものであり、大陸法系の法理に基づき元の所有者に戻すべき」との理由による単なる「返還請求」によって求めざるを得ないものと、原告は解する。ウ 補足すれば、もし原告からの徴収について、被告・原処分庁から被告（国）に対して諮問があり、被告（国）が原告の主張を「握りつぶして」、被告（国）から原告を個別的目標として、原告から徴収するよう指示があったとしたら、この時に被告（国）の不当利得が成立する。しかし、被告・原処分庁からの書証には、この旨に該当する記載はない。

この考え方に基づき、よって本件について原告は、国に対する「不当利得返還請求」は成立しないものと、結論した。

## (2) 被告・原処分庁の不当ないし違法行為および不当利得の成立

本件は、被告・非行公務員の行為に単を発し、にも関わらず調査・法的手続を経ない等の他、本状にて指摘して来た事項について、被告・原処分庁が、その権能の範囲を越えての判断も含み、独断による自己の裁量のみで原処分を行った、被告・原処分庁の不当ないし違法行為であり、被告・原処分庁の不当利得の成立を主張するものである。

ア この時、確かに被告・原処分庁は被告（国）の一機関であるが、その権能・裁量権の面から、被告（国）と分離される。

イ 前項の理解を易くする為、一市民による犯罪を例に取る。

犯罪行為を為した一市民、即ち、犯罪者は日本国民である。が、当該の犯罪者が日本国民だからといって、当該の犯罪は日本国民の犯罪となるか。

国民各人は、個々に独立して自分の行動を決し得る、自己決定権を持つのであり、犯罪者においても己の行動を決する権能を持つ。個々たる自己の責任と自己の行動決定権に基づき係る犯罪行為をしたものであって、故に、当該の犯罪は個人の犯罪であり個人の責に帰されるのであり、他の一般国民と当該の個人たる犯罪者は、分離区別される。

ウ 同様に、各税務署長以下の税務署は、税務に限り広く強大な自己の行動決定権を持ち、独自の判断により公権力を行使できるのであり、自己決定権を持つ、この一点において、こと税務署の裁量権の範疇にある税務署の行動の責については、個々の税務署の責に帰される。よって他の機関を含む総体としての「国」からは分離区別される。

よって本件原処分についての不当ないし違法性が認められるのであれば、これは「国」の不当ないし違法行為ではなく、先の例における個人の犯罪者と同じく、個々の機関の一たる個の被告・原処分庁の固有の不当ないし違法行為である。本来であれば、被告・原処分庁に返還義務・賠償責任が生ずるものである。

## (3) 被告（国）の賠償義務

しかるに現実として被告・原処分庁には独自の財源はないものと思しきところ、権能・責

任の面で国とは分離されるとはいえ、被告・原処分庁は国家公務員たる被告・原処分庁の長の指揮の下で、国家公務員により構成される機関である。

前々項に示したごとく、大陸法系下においては、国に不当利得が成立しなくとも返還義務を負うべきものであると思料するに加え、公務員の違法行為については国が賠償義務を負うことは国家賠償法第1条の1項によって規定される。

よって被告・原処分庁の不当ないし違法行為による原処分について、被告が賠償義務を負う。

#### (4) 原状回復

少なくとも原処分の段階で、被告・原処分庁に不当ないし違法が認められるのであれば、まず、この期間の遅延損害金も含めて原告に返還・支払がなされ、原状回復が為されるべきである。

これに、そもそもにおいての被告・非行公務員の原告への行為に対する判断・評価は関係せず、これを原因として原告が主張するところの「原告の納税すべき義務の成否・存否の論」は関係しない。

まず原状回復が行われるべきものであって、尚、原処分対象の財産について差押えが必要とされるのであれば、

- ・ 非行公務員に対する判断・評価については、原告の納税すべき義務の成立・存否についての判断が未確定の状態においては、原状回復が為された後に、改めての法的手続を以て、裁判所による民事保全法の適用等、仮処分命令他により、差押が為されるか、
- ・ 非行公務員に対する判断・評価に基づいて、それでも原告の納税すべき義務の成立し存するとの、同じく裁判所による確定判決を以ての、改めての税の賦課に続く徴収の手続が為されるか

何れかによるべきものである。

よって、まず原状回復が為されるべく、原処分により原処分の対象たる原告の財産について原告が使用不可の状態にされた期間に対する遅延損害金についての請求も含め、その返還に代る賠償請求として、本件訴訟を提起するに至った。

#### (5) 損害の内容および金額

被告・原処分庁は、令和4年9月1日に14,190,100円の金額に相当する払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権を差し押さえ、令和5年1月24日に、原差押処分に係る債権額のうち、12,190,000円を取り立て、その後、同日付で、その残額につき差押えを解除したものであるから、

- ・ 令和5年1月24日に解除された200万100円分につき、令和4年9月1日から令和5年1月23日まで、年3分の割合による遅延損害金23,672円
- ・ 同じく令和5年1月24日に解除された200万100円分につき、令和4年9月1日から令和5年1月23日までの利息および、これに係る令和4年9月1日から令和5年1月24日まで、年3分の割合による遅延損害金の計6円

利率	0.001%
日数	144日
利息(小数点以下切り捨て)	7円
国税+地方税 税率	20.315%

源泉分離課税（小数点以下切り捨て）	1 円
最終的に得べかりし利息	6 円

・ 14, 190, 100円から原処分を解除された200万100円分を差し引いた、その余の12, 190, 000円と同12, 190, 000円に係る利息および、これに対する令和4年9月1日から支払済まで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

上記利息の計算について：

令和5年10月11日に原告は、本件申立の事情を説明の上、株式会社B銀行宮の沢支店に利息の確認を行ったところ、同支店 H 調査役より

- ・ 株式会社B銀行では、普通預金に関して利息の計算および教示は行わない。
- ・ これは被相続人の預金についての被相続人死亡時から分割による同預金の一部についての払戻し時まで発生する利息についても同様であり、同利息の計算については払戻し手続を行う相続人の自己責任による計算に任せる対応であり、株式会社B銀行からは同利息についての開示・教示は行わない。
- ・ 過去の利率についての証明ないしは書面の交付は行わない。口頭のみでの教示に留まる。
- ・ 令和4年9月1日から現在までの利率は、一律0.001%である。

との教示を受けた。

よって、口頭での教示による利率0.001%を基に、上記の利息は原告が計算した。

必要であれば、追って原告は、株式会社B銀行に対する調査嘱託命令申立を行う。

### 第3 立証方法について

本案は、被告・非行公務員の行為の評価・判断を求めるものではなく、被告・原処分庁が、この被告・原処分庁の裁量権・判断権を逸脱する部分を含む原告からの

- ・ フリーハンズの原則、同時履行の抗弁権、被害者陵虐、利益相反、反社会勢力への利益供与
- ・ 国税通則法第74条の3、同法第74条の12、憲法第13条、第31条
- ・ 国税通則法第40条、国税徴収法第51条、同法第48条1項、同法第75条の1項5号、同法第153条
- ・ 民法909条1項、相続税法第1条の三の一、同法第27条1項、民法第898条、同法第899条

等の法に違反する、との訴えについて、適正な対処・法的手続を取らないまま、その権能を有しないにもかかわらず独断・裁量権の濫用により原処分を行った、この不当ないし違法性を問い、これを理由にするものである。

被告・原処分庁による再調査決定の理由は、正当な理由を具備せず違法な判断に基づくものであって、同決定および同請求に係る処分は正当なものとは言えず、論に値しない。

国税通則法第116条には「課税処分に係る処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が自己に有利な事実につき主張しようとするときは、相手方当事者である国がその事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。」旨が規定される。

正に本件にかかる原調査および原告が請求した再調査は、原告が主張する自己に有利な事実につき、相手方当事者である国が主張し申出を行うための当該事実を証明すべき証拠を収集するためのものであって、原調査で収集されず且つ再調査も棄却した事実の上に立脚した時、

- ・ 原告が処分の取消の訴えを提起した後に、国が事後的に証拠を収集して主張したとしても、これは「時機に遅れた攻撃防御方法」であり、
- ・ 初も、原告による再調査の請求を、相手方である被告側（被告・原処分庁）が棄却をしたことは、相手方である被告側による自己の立証すべき当該事実についての「立証に係る権利義務の放棄」を意味する。即ち、相手方である被告は、立証義務を伴わない原告の主張を、そのまま是認・認諾する以外の選択肢を放棄したことに通ずる。
- ・ 原調査において十分な証拠が収集されず、係る事実の証明ないし判断がされていないことは、再調査決定理由に判示がないことから十分に証明される。でなければ、この証拠の明示および判示を以て、これ以上の調査（再調査）は不要であることを「棄却」の理由とせねばならないからである。この旨の内容は、本案における再調査決定理由には存在せず、その旨の主張もない。主張のない事柄について裁判は一切の斟酌はしない。

と、ならねばならないものと、原告は強く主張する。

一方で、本状において原告が指摘・主張するところの被告・非行公務員の行為については、この一部を立証する為、既に「令和5年2月2日收受『令和5年1月31日付け審査請求書』に係る事件」において東京国税不服審判所に証拠を提出した。

よって、令和5年2月2日收受『令和5年1月31日付け審査請求書』に係る事件」において東京国税不服審判所に提出された証拠は、直接に本件の審理の材料に結びつかないものであり且つ、国税通則法第116条を鑑みて必要あれば東京国税不服審判所より提出されるものと考え、各々の書証は添付せず、この証拠説明書のみを証拠方法とすることとした。

但し、上記の原告の思料するところに関わらず、これら等の証拠が必要であるとの判断ならびに指示があれば、原告は追って提出する予定である。

## 結 語

よって原告は、請求の趣旨記載の通りの裁判および第1の2項につき仮執行宣言を求める。

## 証拠方法

1	甲第1号証の1	令和4年6月15日付け「納税義務の停止確認告知書」	1通
2	甲第1号証の2	令和4年6月14日付け「納税義務停止の事情説明書」	1通
3	甲第2号証	令和4年8月19日付け「差押予告通知書」	1通
4	甲第3号証	令和4年9月1日付け「差押調書謄本」	1通
5	甲第4号証の1	令和4年10月31日付け「再調査の請求書」	1通
6	甲第4号証の2	令和4年10月31日付け「再調査の請求書」 別紙	1通
7	甲第5号証	令和5年1月10日付け「再調査決定書（藤徴特第●●号）」	1通
8	甲第6号証の1	令和5年2月6日付け「審査請求書」	1通
9	甲第6号証の2	令和5年2月6日付け「理由補足書」	1通
10	甲第7号証	令和5年4月14日付け 「裁決書（東裁（諸）令4第114号）」	1通
11	甲第8号証	令和5年1月27日付け「配当計算書謄本」	1通

12	甲第9号証	令和5年1月24日付け「差押解除通知書」	1通
13	甲第10号証	令和5年1月30日付け「延滞税免除通知書」	1通
14	甲第11号証	東京国税不服審判所令和5年2月2日收受 「令和5年1月31日付け審査請求書」に係る事件 令和5年9月22日付け「審理の状況・予定表」	1通
15	甲第12号証	東京国税不服審判所令和5年2月2日收受 「令和5年1月31日付け審査請求書」に係る事件 令和5年4月7日付け「証拠説明書」	1通
16	甲第13号証	横浜地方裁判所令和●●年(○○)第●●号事件 令和5年3月28日「決定」	1通

付属書類

1	訴状副本	1通
2	甲号証	正副各1通
3	証拠説明書	正副各1通

令和●●年（〇〇）第●●号 処分取消及び損害賠償請求事件

原告 X

被告 国（処分行政庁：藤沢税務署長）

原告準備書面（1）

令和6年5月8日

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

原告 X

頭書の事件につき、原告は、被告より提出された令和6年2月29日付け「答弁書」（以下、「答弁書」という）に対し、以下の様に反論を為す。

## 第1 原告の訴えの利益

### 1 原告の訴えの本質

本件訴えは、国家公務員により権利を侵害・抑圧され陵虐を受けた（訴状第2の4の（1）項；5頁以下）被害者たる原告に、税を課すことの当否を、その原点に置く。単に差押処分の手続き上の瑕疵・違法を問題にするもののみではない。

原告は、平成●●年（〇〇）第●●号事件から連なる一連の裁判、特に、平成●●年（〇〇）第●●号請求異議事件、同第●●号反訴請求事件における違法を疑われる判決により、自身の多大な権利の侵害を受けたのであって、その他、国民の正当な権利の保証をするべき国家公務員による、その義務の不履行（乙第4号証の2）について、これへの対抗としての原告の納税義務の停止があるのであり、この成否の前提としての国家公務員の行為の正否の判断を求めるところ、これを怠ったまま税の徴収に係る手続を敢行したことを、そもそもの訴えの本質に置く（訴状第2の4の（2）項；7頁以下）。

### 2 国家公務員による原告への非行行為に対抗する原告の手段

フリーハンズの原則、同時履行の抗弁権および利益相反の違法を根拠とする、原告の納税義務の停止による（訴状第2の4の（2）項；7頁以下）。

#### （1）行政による同様の対抗手段（給付の停止）

行政上の義務を履行させる手段としては、行政代執行法は代執行のみを規定するも、代執行、執行罰および直接強制が前提となる。しかし、行政上の義務を履行させる手段は、これらに限らず、行政は何らかの目的を実現するため行政指導を行い、これは様々な場面において行政目的を実現するための手段として多用され、且つ、行政指導に従わない私人に対して、事実の公表や「給付の打ち切り」などの制裁を課すことも行う。

すなわち、「給付拒否」との手法を、行政自身が用いる。

ア 何らかの事柄に関する私人の対応が適切さを欠いていると見られる場合に、生活に必要とされる行政サービス（例、上水道）の供給を拒否し、それによって対応の是正を図る。

あるいは、拒否を留保しておくことにより、私人の行動を規制する。

イ この方法を正式に制裁手段として規定する法律はないものであり、給付拒否は義務履行確保のための法制度として明確に位置づけられていないに拘わらず、実質的に、この方法により行政は、その目的のために使用する。

#### （2）国民・原告による対抗手段（納税義務の停止）

今回、原告は、前項の「給付」を「納税義務」に読み替え、逆に原告から、原告が主張する国家公務員の非行行為について、即ち、国家公務員の原告への対応が適切さを欠いていると見られたことから、同様の対抗手段を講じたものである。

#### （3）対抗手段の正当性

無論のこと、この手段が必ずしも無節操に為し得るものではなく、場合によっては問題となり、その正当性が問われることにはなる。

前々項の、行政による給付拒否・給付の停止においても、

- ・ 最高裁判所第三小法廷昭和60年7月16日判決 民集39巻5号989頁
- ・ 最高裁判所第一小法廷平成5年2月18日判決 民集47巻2号574頁
- ・ 最高裁判所第二小法廷平成元年11月8日決定 判時1328号16頁

など、その正当性を否定する判例があるが、一方で、

・ 最高裁判所第一小法廷平成11年1月21日判決 民集53巻1号13頁  
に見られるごとく、その正当性を認める判例もあり、前々項にも指摘したごとく、行政の行  
う給付拒否が、実質的に義務履行確保のための役割を果たしていることから、必ずしも、  
その正当性が否定されるものではない。

また、上記の最高裁判所第三小法廷昭和60年7月16日判決における

「(私人が) 確認処分を留保されたままでの行政指導には応じられないとの意思を明確にし  
ている場合には、かかる(私人)の明示の意思に反してその受忍を強いることは許されな  
い筋合のものであるといわなければならない、(私人)が右のような行政指導に不協力・不  
服従の意思を表明している場合には、当該(私人)が受ける不利益と右行政指導の目的と  
する公益上の必要性とを比較衡量して、右行政指導に対する(私人)の不協力が社会通念  
上正義の観念に反するものといえるような特段の事情が存在しない限り、行政指導が行わ  
れているとの理由だけで確認処分を留保することは、違法であると解するのが相当である」

との旨を、本件における原告の立場に則して読み替えて解釈するのであれば、原告の主張、  
その対抗手段には、一定の理が認められべきものであると考える。

無論、ここでいう「行政指導」は相手方に法的な義務を課するものではなく、任意的な協  
力を求めるものであって、法的な行為にはならない(行政手続法第2条第6号)ものではあ  
り、本件における「納税の義務」は憲法上の義務であるが、これに対抗する原告の主張も  
「憲法上の権利」であるため、これは拮抗し得るものとする。

### 3 原告の訴えの利益の不消滅

前項までに述べた通り、本件においては、原告に対する国家公務員の非行行為を基盤に、原  
告に対して税を課することの是非ないしは原告が納税義務の停止・免除を主張することの当  
否を前提に置く。国家公務員の原告に対する非行がなく、原告が納税すべき義務の成立して  
いることを前提に、その後の処分手続きの違法を主張するものではない。

#### (1) 差押処分の前提・法的効果

差押処分は、まず「税ありき」を前提とし、「滞納」が成立していることを基盤に置く。

ア 「行政処分が執行によってその目的を達成するような性質のものである場合には、執行  
完了によりその法的効果は消滅し、処分の取消しを求める訴えの利益が消滅することが多  
いと解されている」(「答弁書」第2の2の(1)項)とするのは、それが「納付すべき税」  
であること及び「滞納」が成立していることを前提に置いている。

イ 被告は、「滞納処分である債権差押処分は、(中略)、徴収職員において差し押さえた債  
権の取立てをすることができるようにする(同法67条1項)という法的効果を有する」  
とする(「答弁書」第2の2の(1)項)が、これは、その一面のみを表したものに過ぎ  
ない。

前項のごとく、差押処分が為されたということは、その前提として、それが「納付すべ  
き税」であること及び「当該の税の滞納」を成立せしめる効果を有する。この効果の上に、  
続く「債権の取立て」が可能となるものである。

同時に、同効果の上に、被差押債権の債権者は、第三債務者に対しその履行を、滞納者  
に対して債権の取立てその他の処分をそれぞれ禁止する(徴収法62条2項)。

「債権差押処分を理由として滞納者に法律上の不利益を科す規定も存在しない」との一文

を、「制裁手段としての債権差押処分」という意味で原告は解したが、即ち、「債権差押処分」は「制裁処分」ではなく、本来において「当然に納付すべきもの」を「差押え」ただけなのであって、であるから「(滞納者の)不利益」ではない、という理なのであれば、逆に言えば、「当然」のものしか差し押さえることはできないわけであるから、「当然のものではないもの」を差し押さえることはできない。

(2) 「納付すべき税」の成否についての賦課処分の有無

被告より、「本件において藤沢税務署長は原告に対して賦課処分はしていない。」との指摘があった(「答弁書」第2の4項; 9頁)。

原告は令和4年3月11日付け「相続税の申告書」を提出した(乙1証)が、これは「相続発生の実態の告知」として行ったものであって、原告は、当該の税について納税義務は停止されているとの認識・前提に立つ(乙4証の2; 1頁)。

すなわち、「納付すべき税」の成立を前提に、その税額の申告を行い、これに基づき徴税される「課税」ではなく、納税義務が停止されているとの原告の前提に拘わらず藤沢税務署長は、原告の申告した額に基づいたとはいえ、税を課して差押え処分および配当処分を行った、との原告の認識である。よって、所謂、「税ありき」の上に申告をしての「課税」には当たらず、原処分庁が算出した額ではないとはいえ、当該の額を指定して、藤沢税務署長は原告に対して税を課したものであり、「処分」としての賦課の有無にかかわらず、原告は、これは「課税」に当たらず、藤沢税務署長による「賦課」である、との認識の上に、「賦課」の語を用いたものである。

言葉の問題ではあるとも思われるが、「賦課」の語意が正確ではなかったのであれば、語句について訂正を検討する。原告の認識としては、上述の通りである。

(3) 債権差押処分の法的効果消滅の要件・前提

債権差押処分の法的効果が消滅するためには、

- ・ まず「納付すべき税」および「滞納」が確定・成立した上で、
- ・ 当該差押処分が正当な処分として成立し、
- ・ 「徴収職員において差し押さえた債権の取立てを完了したときは、当該債権差押処分はその目的を達して法的効果が消滅するというべき」

ことになる。

とすれば、藤沢税務署長が原告に対し令和4年9月1日付けでした別紙財産目録記載の預金債権(以下、「本件預金債権」という。)についての差押処分(以下、「本件差押処分」という)において、親項冒頭に述べた通り、そもその前提にある「納付すべき税」の成立および「滞納」の成否について争いのあることを基盤に置く「本件差押処分」について、「本件差押処分に基づき取り立てた部分については、その手続が完了しているから、」のみを以て、「本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないから、本件差押処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠き不適法である。」とは言えない。被告の主張は当を失している。

(4) 差押禁止財産に対する差押処分に関する判例および論

ア 最高裁判所昭和39年3月16日第二小法廷判決(集民72号505頁)は、

- ・ 「不当利得は、他の規定から生ずる結果が形式的に正当であるにもかかわらず、実質的に公平に反するとき、これを是正する制度であるから、所論充当配分が形式

的に争いえなくなったことは、不当利得を否定する論拠とならない。」

とし、また、

- ・ 「特定の財産から国が徴収しえざる税金を徴収することは、国について不当利得が成立することは疑いがない。」

とする。

イ その上で、

「差押禁止債権としての属性の承継が認められる場合（最高裁判所平成10年2月10日第三小法廷判決（金融法務事情1535号64頁。）の例外）においては差押えの要件の根幹に係る過誤であり、また、不服申立（裁決）前置の下で出訴期間内に取消訴訟が提起されているものの訴えの利益が否定される結果として滞納者に当該処分による不利益（差押禁止規定の趣旨を没却する違法な差押えに基づき被差押債権たる預貯金を取り立てられたこと）を甘受させることが、著しく不当であり、無効と考えることができる（最高裁判所昭和48年4月26日第一小法廷判決（民集27巻3号629頁）参照。）」

とする論がある（「債権差押処分の法的効果が消滅した後の争訟 — 不当利得返還請求訴訟などによる滞納者の救済 —」横川幸司税務大学校研究部教授；317頁以下）。

#### （5）差押えの要件の根幹

本件において問題とするところは、差押禁止債権に係る前項の問題と同じく、あるいは、それ以前に、差押えの可否、その要件の根幹に係る問題であり、前項の論および判例が示すところが適用され得るものとする。

### 4 差押解除の効果および取立手続終了の効果

#### （1）差押の一部解除の効果（徴収法79条）

差押の解除については、原告による「訴状」第2の9の（2）項の主張（「訴状」37頁以下）を堅持し、引き続き同旨を主張する。

国税徴収法79条が規定するのは、特に差押処分の一部につき解除が為された場合、取立て額が既に確定したことにより余剰分について解除されたのであって、以後、将来的に解除された部分につき取立てが実行されることはなく、差押処分による処分禁止等の効力は将来に向かって消滅することを意味するのであり、言うなれば「不利益変更の禁止」に相当するものと解する。

よって、「差押処分の解除がされた後は、滞納者において、その取消しによって回復すべき法律上の利益は存しない」（「答弁書」6頁）とすることは、あくまでも解除された部分についてであり、一部が解除されて他の部分につき取立てが実行された場合、解除された以外の部分についての取消により回復すべき法律上の利益は、依然として存在し得るものとする。

#### （2）取立手続終了の効果

国税徴収法67条1項は、差し押えた債権からの取立てを規定していると解することができる。

ア これを、徴収職員は、納税者からの納付委託による場合（国税通則法55条）を除いて、「差し押えた債権以外からの取立ては出来ない」と解した時、差押処分が取消された場合、その取立ては差押処分により差し押えられた債権からの取立てではないことになり、正当

な取立てとしての根拠を失う。これは国税徴収法67条1項に違反する取立てということになり、となると、この取立て自体が違法ということになるわけであるから、その効果は取消され、原状回復がされねばならないものと考えられる。

イ 労働によって得られた金銭から支弁された金員について、実は労働によって正当に得られた金銭からではなく、盗む他の不正に得た金銭であったことが発覚した場合、そこから支弁された分についても当然に、返還・賠償等の原状回復がなされるべきである。これを、既に支弁され消滅したことを理由に原状回復をしない、とすることは暴論であろうと思料する。これと同義と原告は認識する。

### (3) 本来における「納付すべき税」の成否との整合

但し、前項のことは、当該の税が本来において「納付すべき税」として成立するか否かにより、対応は分かれ得るものとする。

本来において「納付すべき税」であり、最終的に結局は取り立てられべきものであるならば、その過渡の段階たる差押処分の取消によって、取立ての効果は滅消されべきものではないことにもなる。その差押対象が差押禁止財産である（最高裁判所平成10年2月10日第三小法廷判決の例外）等の事情がない限り、「差し押さえた債権の取立てが実行されたら、当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しない」と解され得る。東京地裁令和5年8月31日判決（乙第12号証）は、これに類する事案かと、原告は認識する。

しかし、本件においては、そもそもの本件差押処分の根幹たる「納付すべき税」の成否を問題にする事案であり、同論を適用し得る対象外のものとする。

## 5 小括

以上の通り、本件差押処分の取消しを求める訴えについて、訴えの利益は否定され得ず、原告請求の趣旨第1項は適法である。

## 第2 国家賠償法第1条1項の適用

前項に指摘した通り、本件差押処分が正当であるとするには、その基盤に差押処分に係る税が原告にとって「納付すべき税」であることが成立し、原告の「滞納」が成立していなければならず、これは本件差押処分の根幹に係る問題である。

### 1 本件差押処分が正当性を獲得するための要件

本状の第1の2の(3)項(3頁以下)に示したように、最高裁判所第三小法廷昭和60年7月16日判決を参考にするのであれば、原告が「フリーハンズの原則」、「同時履行の抗弁権」および「利益相反の違法」を基に、国家公務員の非行行為への対抗手段として原告が「納税には応じられない」との意思を明確にし、行政による私人に対しての「給付の停止」に相当する「納税の義務の停止」を表明している場合には、単に形式的手続きのみによって、督促状の送付から本件差押処分を行い、原告に受忍を強いることは不当である。

差押処分は、まず「税ありき」を前提とし、「滞納」が成立していることを基盤に置くものである以上、少なくとも原告の主張する国家公務員の非行行為について調査・判断がなされ、原告の「フリーハンズの原則」、「同時履行の抗弁権」および「利益相反の違法」の主張に拘わらず、原告の主張する国家公務員の行為が非行に当たらないことの証明等、当該の税が原告にとって「納付すべき税」として成立することの判断理由が示されるべきである。

### 2 「原告の主張する公務員の行為の違法性」に対する判断

### (1) 裁量権の逸脱

「原告の主張する公務員の行為の違法性」に対する判断が、藤沢税務署長の裁量権の範囲外であろうことは思料されるも、にも拘わらず藤沢税務署長が本件差押処分を敢行したということは、国家公務員の当該行為が非行に当たらず「違法」を形成しないと、藤沢税務署長が独断したことであって、これは藤沢税務署長の裁量権の逸脱によるものである（「訴状」第2の5の(1)項；10頁以下）。

### (2) 原告の主張する国家公務員の行為の違法の成否に関する判断を得ることの懈怠

前項の通り、被告に所属する国家公務員の原告に対する行為についての原告の主張・告知に対する判断について、これに、藤沢税務署長の裁量の範囲を超え司法の判断を必要とするはずの部分が含まれる場合においては当然に、藤沢税務署長による上級庁ないしは裁判所へ諮る等の対応の下、「納付すべき税」の成否の判断を基に、その後の処分は決定されねばならない。本件差押え処分の根幹に係る問題であるからである。

原告の主張するところの国家公務員の原告に対する行為について、その評価・判断が為されないままでの納税の義務には応じられない、との意思を原告が明示している以上、かかる原告の明示の意思に反して、その受忍を強いることは許されない筋合のものであって、同国家公務員の非行行為の違法性および原告が受けた不利益と納税の義務性とを比較衡量して、原告に対する国家公務員の行為の違法性の判断ないしは原告の主張が社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の理由が存在し明示されない限り、「とにかく税ありき」との藤沢税務署長の狭量偏頗な固着観念と表面的な不納付の事実だけで、本件差押処分を敢行するのは、不当と言わざるを得ないものと思料する（「訴状」第2の2項；2頁以下、「訴状」第2の5の(2)項；の13頁以下）。

### (3) 国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟の可否

前項に関し原告は、原告の主張する国家公務員の行為の違法の成否に関し、裁判所による判断の必要性を主張した（「訴状」第2の5の(2)項；の13頁以下）。

ア これについて、「国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものではあって、自己の権利利益の保護救済を求めるものということとはできないから、法律上の争訟として当然似裁判所の審判の対象となるものではない」とする最高裁判所第三小法廷による判決がある（最三小判平成14年7月9日民集56巻6号1134頁）

イ しかし、「国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として」行う行為は、「国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であること」（国家公務員倫理法1条）を鑑みた時に、「国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟」は、国又は地方公共団体が、これに負託した背後の相当数の国民に代位して行う訴訟であって、その本質は、これを負託した国民による集団訴訟に相当するものである、と原告は思料する。国又は地方公共団体に負託する国民が自己の権利利益の保護救済を求めるものを、国又は地方公共団体が代位して行う訴訟は、裁判所の審判の対象になり得るものと考えらる。

少なくとも、基盤前提となる義務の存否を問題にする本件に関し、上記最高裁判所第三小法廷平成14年7月9日判決を基に、藤沢税務署長の独断あるいは固着観念による処分を許

すことは相当ではなく、前提に裁判所の判断を仰ぐべきであったとする原告の主張には理があるものと思料する。

### 3 国家賠償法第1条1項にいう「違法」

前項までに指摘した通り、本件差押処分の根幹に係る問題について、藤沢税務署長が、これに真摯に取り組んだ事実は認められず、単に形式的・機械的に本件差押え処分を行ったことは明らかである。

被告は本件差押処分について、国税通則法および国税徴収法に則り、形式的に手続に違背していないことを以て「適法に行われた」（「答弁書」第4の3項；11頁）とするが、上記の通り、差押えの要件の根幹に係る問題を放置したまま、その固着観念のみによって、原告に当該処分による不利益を甘受させることが著しく不当であり、これが「漫然」と単に機械的形式的に行われたものであることは、明白なものと思料する。

## 第3 本件差押処分にある国税通則法・国税徴収法に対する違反

### 1 相続財産からの差押え：国税徴収法第51条、同法第60条1項（「答弁書」第4の3の（1）項：12頁）

「訴状」第2の6の（3）項における主張を堅持する。

特殊な事情下にある原告のみならず一般の場合を念頭に置いても、原告の主張する現行の差押に係る運用と国税徴収法第51条、同法第60条1項との整合性の問題について、「答弁書」第4の（1）項は、原告に対する反論としては不十分に過ぎる。また、現行の処分・運用は、濫りに国民の生活・生産活動を抑圧することに繋がるし、これが、国税の徴収について関係職員に負託する大多数の一般国民が要請しているものとも、少なくとも原告には思料し得ない。

### 2 被処分者の生活の保障：国税徴収法第75条の1項5号（「答弁書」第4の3の（2）項：12頁）

「訴状」第2の6の（4）項（「訴状」20頁以下）における主張を堅持する。

社会正義の維持および原告が受けた被害に対する損害賠償請求、これらを断念したときの結果は、原告の相手方への利益の供与、反社会的行為を行ったものに対する利益供与の導出に繋がるものであり、これに対して社会正義の実現・維持・国民の権利の保持につき、憲法は国民の不断の努力を求めている（憲法12条）。この努力は国税徴収法第75条の1項5号にいう「職業」や「営業」以前に、初源的な国民の「責務」であり、且つ、憲法で保障する「裁判を受ける権利」（憲法32条）にかかることである。

とすれば、このような裁判を予定している場合等の全てについて一概に、国税徴収法第75条の1項5号の適用を受けるべきものとするのは暴論の虞れがあるにしても、この適用は全否定されるべきものではなく、適用の可否（民事訴訟法第82条1項条文にある「ただし、勝訴の見込みがないとはいえないときに限る。」等の趣意の参考援用など）につき、原告の持つ事情の詳細について、本件差押処分のために調査・判断は必要なものとする。原告が令和4年10月31日付け再調査の請求書別紙にて原告の持つ事情を申述しているにもかかわらず、これを行わなかったことを指摘し問題としているのであり、裁判の提起について軽視し或いは単に文言のみにとらわれ、機械的・形式的のみを以て、本件差押処分をおこなったことは、「漫然」との評価にも繋がるものであると思料する。

### 3 国税徴収法第153条の滞納処分の停止の指摘（「答弁書」第4の3の（3）項：12頁）

「訴状」第2の6の(5)項(「訴状」22頁以下)における主張を堅持する。

これに係る調査・判断を行なったことを指摘し問題とするものであり、前項と同旨である。

#### 4 その余の「訴状」における原告の指摘

原告は、その「訴状」において、「原処分にある他の法・判例等との齟齬」(「訴状」第2の7項; 23頁以下)、「被告・原処分庁の運用にある法治主義に対する重大な違法」(同第2の8項; 28頁以下)、「東京国税不服審判所の裁決における不当性」(同第2の9項; 36頁以下)について主張を行っている。

「答弁書」に、これらに対する反論はないが、何れも原告が、その齟齬および違法を指摘しているものであって、これらに対する解消を、原告は引き続き求めるものである。

#### 第4 配当処分の取消訴訟との審理の併合の求め

藤沢税務署職員は、令和5年1月24日、本件預金債権の内1219万円を取り立て(以下「本件取立て」、という。)、藤沢税務署長は、同月27日、本件取立てに係る金員の全額を、藤沢税務署長が原告に課し原告が不納付とした、被告が主張するところの「滞納国税」(「答弁書」4頁)に配当する旨の配当計算書を作成し(以下「本件配当処分」という。)、原告に対して配当計算書謄本を郵送した。

原告は、本件配当処分に不服があるとして、令和5年2月2日、東京国税不服審判所に審査請求を行った。東京国税不服審判所長は、令和6年1月18日、同審査請求を棄却する旨の裁決をし、原告は令和6年1月23日に同裁決書を受領したが、原告は本件配当処分に不服があるため、出訴期間内に同処分の取消訴訟の提起を予定している。

#### 1 配当処分・差押処分の取消訴訟による権利利益回復の可否

##### (1) 配当処分の取消しによって回復すべき訴えの利益の存否に関する判例

「配当処分が取り消された場合であっても、税務署長は、配当を受けた者から配当をした金銭等の返還を受けた上で、再度適法な配当処分をすべき地位に置かれるにすぎない」とし、配当処分の取消しによって回復すべき訴えの利益を否定する判例が存在する(広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決金融・商事判例1432号8頁)。

##### (2) 前項の判例についての解説

以下、「債権差押処分の法的効果が消滅した後の争訟 ― 不当利得返還請求訴訟などによる滞納者の救済―」(横川幸司税務大学校研究部教授; 321頁以下)から引用する。

「これは、配当処分の取消判決では、処分行政庁は再度適法な配当処分をすべき地位に置かれるにすぎず、取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を処分行政庁に負わせるためには、債権差押処分と配当処分の両方を取り消す必要があるが、被差押債権が取り立てられている場合、当該被差押債権は消滅しており、また、実体法上、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことから、処分行政庁において取り消すことができず、そのため、取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を処分行政庁に負わせることができないと説示しているものと考える。

よって、被差押債権の取立てにより債権差押処分の取消しに係る訴えの利益を失った滞納者は、先行処分である債権差押処分の違法を理由とする後行処分たる配当処分の取消しを求める訴えにおいても訴えの利益が否定されることから、配当処分の取消しを求

める訴えにより権利利益の回復を図ることはできないと考える。」

## 2 処分取消による遡及の効果

### (1) 各工程と遡及の効果

しかし、処分取消による「遡及」というものの本質を考えた時に、債権差押処分と配当処分を取消した時に、その遡及の結果は、一気に各工程を飛ばして、原点たる債権差押処分に戻るものではない。これを、いきなり債権差押処分に戻そうとすると、確かに債権差押処分取消について訴えの利益を失ったとするのであれば、前項の解説の通り、配当処分の取消しを求める訴えにより権利利益の回復を図ることはできないと解される虞れは理解する。

但し、これは、例えば「あいうえお」の発声について遡及をした時に、その結果、「あ」の発声の時点に戻し、再度、「あいうえお」を発声しようとするに等しいように、原告には感じる。正しく各工程ごとに「遡及」するのであれば、「あいうえお」の発声についての「遡及」の結果は、「おえういあ」になるべきものと、原告は考える。

### (2) 各工程毎の遡及による差押債権の復活と権利利益の回復の実現

時系列各工程に沿っての先行の債権差押え処分から後行の配当処分に対しての、逆時系列的遡及を行うとき、先ず配当処分の取消が為されるべきである。配当処分が取り消されることによる原状回復により、債権は差し押さえられた状態に復帰する。

差押え処分が取り消されたことにより債権が復活するのではなく、配当処分が取り消されたことによる「復帰」であるから、「差し押さえた債権の取立てが実行された後に差押処分が取り消された場合に当該債権が復活することを定めた現定」の有無は関係しない。

差し押さえられた状態に遡及した債権は、債権差押え処分の取消により、権利利益の回復は実現し得る。

### (3) 配当処分の取消の訴えの利益

この時、配当処分の取消しは、先述の広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決に拘わらず、

- ・ 取立てにより消滅した「差押えられた債権」の復活ならびに
- ・ 被差押債権の取立てにより滞納者が失った「債権差押処分の取消しに係る訴えの利益」の復活

の効果を生む。これが即ち、そのまま「配当処分取消の訴えの利益」に相当するものと捉えることができる。

## 3 先行処分と後行処分の法的効果の前後関係からの、権利利益の回復

### (1) 「納付すべき税」の成立を基盤にしての、差押えの先行処分、後行の差し押さえられた債権からの取立て、との前後性

国税徴収法67条1項を、徴収職員は納税者からの納付委託による場合（国税通則法55条）を除いて、差し押えた債権以外からの取立ては出来ないことを規定すると解した時、債権差押処分が取り消された場合、後行処分の取立ては、その原資が消滅し失うことになるわけであるから、差し押さえた以外から取り立てた違法となり、当該の取立ての法的効果も自動的に消滅し、原状回復が為されねばならず（本状第1の4の(2)項；8頁）、よって、権利利益の回復は実現する。

### (2) 「納付すべき税」の成立を基盤にしての「先決的後行」の取立て・配当処分、取立てのための「後発的準備的先行」の差押処分、との前後性

滞納されている「納付すべき税」について、

- ・ 取立て・配当処分が先決しており、
- ・ 既に先決している債権の取立てを実現するために差押処分が、「後付的に」法的効果が付され、
- ・ 「準備的に先行して」差押処分が為される、

とする前後性を持つ、とする場合、本目は先決している取立て・配当処分であって、債権差押処分は単に、被告の主張するように

「徴収職員において債権の取立てをすることができるようにする」（「答弁書」第2の2の（2）項；6頁）

のみの、一過性的手段としての、一時的準備的な法的効果のみしか有さないことになる。この考え方に立つとすると、実際の時系列上の処分の前後性と処分決定・法的効果の発生の前後性に食い違いが生じ、複雑になる。

この考え方に立つなら、確かに、取立てが実行された後には、一過性の法的効果しか有さない債権差押処分の法的効果は消滅するとの論は認識しやすくはなるが、しかし、法にも規定され事実としてなされる債権差押処分について、これを単なる後付的準備手段としての一過性一時的泡沫的なものとして捉えて良いか、との疑問も残る。

小括

上述の混乱を避けるため、また、

- ・ 後に原告が予定する配当処分の取消を求める訴えも、その原因は、本件差押処分に係る処分取消及び損害賠償請求と同根のものであること、
- ・ 債権差押処分と配当処分の両方を取り消す必要があること、及び、
- ・ 本案については、その原因に対する調査・判断を怠ったまま本件差押処分を行ったことを請求の理由とするものであるが、最終的には、基盤となる原告の「納付すべき税」の成否につき、原告の主張する国家公務員の非行行為の評価・判断に帰着せしめねばならないこと

を鑑みれば、本案および後に原告が予定する配当処分取消を求める訴えにつき、審理を併合し、包括的に審理された上で判断が為されるべきと考えられ、これを原告は希望し、具申する。

以 上

別紙原告準備書面（1）目次 省略